

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次
ページ

規則

- 支庁長事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 三
- 北海道行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 七
- 北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則 (道有林課) 四一
- 北海道森林愛護組合協力交付金交付規則等の一部を改正する規則 (道有林課) 四一
- 北海道有林野極印規則の一部を改正する規則 (道有林課) 四二
- 北海道有林野分収林規則の一部を改正する規則 (道有林課) 四二
- 北海道土地取得資金貸付規則の一部を改正する規則 (住宅課) 四三
- 北海道財務規則の一部を改正する規則 (出納局総務課) 四五
- 北海道有林野所在市町村交付金交付規則を廃止する規則 (道有林課) 四六

訓令

- 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部を改正する訓令 (総務部総務課) 四六
- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 四七
- 北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令 (人事課) 五三
- 北海道職員研修規程の一部を改正する訓令 (人事課) 五三
- 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令 (法制文書課) 五三
- 北海道文書協議会規程の一部を改正する訓令 (地域政策課) 五四
- 北海道石炭対策本部設置規程の一部を改正する訓令 (資源エネルギー課) 五四
- 北海道石狩湾地域開発本部規程の一部を改正する訓令 (産業立地課) 五五
- 北海道有林野の整備及び管理に関する規程 (道有林課) 五五
- 林業改良指導員資格試験委員会規程の一部を改正する訓令 (林業振興課) 五七
- 森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令 (治山課) 五七
- 北海道雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (雇用対策課) 五七

北海道
北海道教育委員会
北海道企業局

- 北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令 (産業立地課) 五七

北海道
北海道教育委員会
北海道警察本部

- 北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (教育庁生涯学習課) 五八

北海道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員
北海道議会
北海道企業局

- 北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員厚生課) 五八

北海道
北海道教育委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員
北海道警察本部
北海道地方労働委員会
北海道議会
北海道企業局

- 北海道構造改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (構造改革推進課) 五八

- 支庁長の統轄に属さない出先機関の指定の一部改正 (人事課) 五九
- 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正 (人事課) 五九

- 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第二項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額 (人事課) 五九
- 北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲の一部改正 (道立病院管理室) 六〇
- 開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定の一部改正 (都市環境課) 六〇

公布された規則のあらまし

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則(規則第五十七号)

平成十四年四月一日 月 曜 日

二

一 趣旨
支庁長に委任する事務について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務の知事の権限が政令市に移譲されるため、関係規定の整備を行うこととした（経済部の項第三号及び第四号関係）。
- 2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴い、知事の権限の一部を支庁長に移譲することとしたため、関係規定の整備を行うこととした（建設部の項第四号関係）。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則（規則第五十八号）

一 趣旨

道の行政組織について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 総合企画部の政策室に新たに危機総括監を設置することとした。
- 2 総務部の総務課通信管理室を廃止し、総合企画部にIT推進室を設置することとした。
- 3 経済部の企業立地推進室及び石炭対策室を廃止し、新たに産業政策推進室を設置することとした。
- 3 農政部に道産食品安全室を設置することとした。
- 4 森林センター整備構想に伴い、水産林務部に森林環境室を設置するとともに、道有林管理センターと支庁の林業指導事務所を森づくりセンターに再編することとした。
- 5 新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応していくため、現行の係制にかわるグループ制を試行することとした。
- 6 企業誘致東京事務所を東京事務所に統合のうえ廃止するとともに、東京事務所の執行体制を整備することとした。
- 7 その他職の設置等に係る規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）

一 趣旨及び内容
北海道有林野事業特別会計条例の廃止及び北海道行政組織規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道森林愛護組合協力交付金交付規則等の一部を改正する規則（規則第六十号）

一 趣旨及び内容

北海道行政組織規則の改正に伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

- 1 北海道森林愛護組合協力交付金交付規則（昭和三十六年北海道規則第二百二十五号）
- 2 北海道林業改善資金貸付規則（昭和五十一年北海道規則第九十一号）
- 3 森林病害虫等防除法施行細則（昭和二十五年北海道規則第二百七十七号）
- 4 北海道林野火災出勤報償金交付規則（昭和三十四年北海道規則第二十四号）

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道有林野極印規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）

一 趣旨及び内容

北海道有林野事業特別会計条例の廃止及び北海道行政組織規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道有林野分収林規則の一部を改正する規則（規則第六十二号）

一 趣旨及び内容

北海道有林野事業特別会計条例の廃止及び北海道行政組織規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道土地取得資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第六十三号）

一 趣旨

北海道住宅供給公社（以下「公社」という。）が所有している土地の処分及び有効利用の促進並びに公社の事業運営の円滑化を図るため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 貸付けの対象について、市町村（札幌市を除く。）が行う、公用又は公共用に供

規則

するための公社が所有する土地の取得又は公社の事業運営の円滑化を図るための公社への資金の貸付けについて、当該市町村に対し、当該土地の取得又は公社への貸付けに要する資金を貸し付けることとした（第二条関係）。

2 貸付けの限度について改めることとした（第三条関係）。

3 貸付けの条件（償還期間、据置期間及び年利率等）について改めることとした（第四条関係）。

4 申請手続、各種様式等について所要の改正を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成十七年三月三十一日限りその効力を失うこととした。

北海道財務規則の一部を改正する規則（規則第六十四号）

一 趣旨

組織機構の改正に伴い、規定の整備を行うとともに、警察本部に属する公有財産の取得等の権限の委任に係る規定等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 組織機構の改正に伴い、規定の整備を行うこととした（第五条第四項及び別表第一関係）。

2 警察本部に属する公有財産の取得等の権限について、知事から各方面本部長に対して委任することとし、当該事務に関連して行う各方面本部長から知事等への報告・協議は、警察本部長を経由することとした（第十二条の二、第二百三条の四、第二百三条の六関係等）。

3 第二種普通財産である土地について、借地借家法（平成三年法律第九十号）第十二条の規定による定期借地権の設定を可能にするため、当該規定に基づく貸付けを行う場合の貸付期間を五十年とした（第二百五条の二十二関係）。

4 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道有林野所在市町村交付金交付規則を廃止する規則（規則第六十五号）

一 趣旨及び内容

北海道有林野事業特別会計条例の廃止に伴い、北海道有林野所在市町村交付金交付規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第五十七号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則（昭和二十三年北海道規則第八十号）の一部を次のように改正する。
経済部の項第三号（一）の事項中、「高压ガスの」を、「第一種製造者に係る」に改め、同号（二）の事項中、「高压ガス」を、「第二種製造者」に改め、同号（三）の事項中、「高压ガスの」を、「第一種製造者に係る」に改め、同号（四）の事項中、「規定による」の下に、「第一種製造者の地位の」を加え、同号中（三十九）の事項から（四十二）の事項までを削り、同号（三十八）の事項中、「第二十七条の二第五項」の下に、「（同法第二十七条の四第二項、第二十八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「保安統括者、保安技術管理者及び保安係員」を「保安統括者等」に改め、同事項を同号（四十一）の事項とし、同事項の次に次の事項を加える。
（四十二） 同法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理に関すること。

はその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告する」を、「の実行等の勧告に関する」に改め、同事項を同号（四十）の事項とし、同号（三十六）の事項中、「を命ずる」を、「の命令に関する」に改め、同事項を同号（三十九）の事項とし、同号（三十五）の事項中、「を守るべきこと又は従業者に危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告する」を、「の遵守等の命令又は勧告に関する」に改め、同事項を同号（三十八）の事項とし、同号（三十四）の事項中、「を命ずる」を、「の命令に関する」に改め、同事項を同号（三十七）の事項とし、同号（三十三）の事項中、「危害予防規程の」の下に、「制定又は変更の」を加え、同事項を同号（三十六）の事項とし、同号中（三十一）の事項を（三十五）の事項とし、同号（三十一）の事項中、「特定高压ガス」を、「特定高压ガス消費者」に改め、同事項を同号（三十四）の事項とし、同号（三十）の事項中、「規定による」の下に、「特定高压ガス消費者の」を加え、「を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従つて、特定高压ガスの消費をすべきことを命ずる」を、「等に関する技術上の基準への適合命令に関する」に改め、同事項を同号（三十三）の事項とし、同号（二十九）の事項中、「第二十四条の二」を、「第二十四条の二第一項」に改め、同事項を同号（三十一）の事項とし、同号（二十八）の事項中、「その容器」を、「容器」に、「その他の必要な措置をとるべきことを命ずる」を、「等の命令に関する」に改め、同事項を同号（三十一）の事項とし、同事項の前に次の事項を加える。
（三十） 同法第二十二條第一項第一号及び第二項の規定による協会又は指定輸入検査機関に

平成十四年四月一日 月曜日

四

よる輸入検査の受検に関する届出及び輸入検査の結果の報告の受理にすること。

経済部の項第三号(十七)の事項中、「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項本文」に、「輸入された」を「輸入をした」に改め、同事項を同号(十九)の事項とし、同号中(十四)の事項から(十六)の事項までを削り、同号(十三)の事項中、「第二十一条第一項」の下に、「から第五項まで」を加え、「製造の開始又は廃止」を「製造等の廃止等」に改め、同事項を同号(十六)の事項とし、同号中(十三)の事項を(十七)の事項とし、同号(十一)の事項中、「規定による」の下に、「販売の方法に関する」を加え、「に従つて高圧ガスの販売をすべきことを命ずる」を「への適合命令に関する」に改め、同事項を同号(十六)の事項とし、同号(二十)の事項中、「規定による」の下に、「販売業者等が勧告に従わないときの」を加え、同事項を同号(十五)の事項とし、同号(十九)の事項中、「販売業者等に周知させ、又は周知の方法を改善すべきことを勧告する」を「災害の発生の防止に関する周知等の勧告に関する」に改め、同事項を同号(十四)の事項とし、同事項の前に次の一事項を加える。

(十二) 同法第二十条の四の二第二項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理にすること。

経済部の項第三号中(十八)の事項を(十九)の事項とし、同事項の前に次の二事項を加える。

(二十) 同法第二十条第三項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更に係る完成検査及び同項第一号の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理にすること。

(二十一) 同法第二十条第四項の規定による完成検査の結果の報告の受理にすること。

経済部の項第三号(十七)の事項中、「(同項ただし書の指定に係る部分を除く。)、第三項及び第四項」を削り、「完成検査」を「第一種製造者の製造のための施設等の完成検査及び同項ただし書の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理」に改め、同事項を同号(十九)の事項とし、同号(十六)の事項中、「第二種貯蔵所」の下に、「位置等の」を加え、同事項を同号(十八)の事項とし、同号(十五)の事項中、「第一種貯蔵所」の下に、「位置等の」を加え、同事項を同号(十四)の事項とし、「第一種貯蔵所」の下に、「位置等の」を加え、同事項を同号(十六)の事項とし、同号(十三)の事項中、「又は第二種貯蔵所を技術上の基準に適合するように修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずる」を「の位置等に関する技術上の基準への適合命令に関する」に改め、同事項を同号(十五)の事項とし、同号中(十二)の事項を(十四)の事項とし、同号(十一)の事項中、「規定による」の下に、「第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の」を加え、同事項を同号(十三)の事項とし、同号中(十)の事項を(十二)の事項とし、同号(九)の事項中、「高圧ガスを技術上の基準に従つて貯蔵すべきことを命ずる」を「貯蔵に関する技術上の基準への適合命令に関する」に改め、同事項を同号(十一)の事項とし、同号(八)の事項中、「規定による」の下に、「第二種製造者の」を加え、「施設等」を「施設の位置等」に改め、同事項を同号(十)の事項とし、同号(七)の事項中、「規定による」の下に、「第一種製造者の製造のための施設の位置等の」を加え、同事項を同号(九)の事項とし、

同号(六)の事項中、「規定による」の下に、「第一種製造者の」を加え、同事項を同号(八)の事項とし、同事項の前に次の一事項を加える。

(七) 同法第十二条第三項の規定による第二種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令にすること。

経済部の項第三号(五)の事項中、「及び第十二条第三項」を削り、「規定による」の下に、「第一種製造者の」を加え、「施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は」を「施設等に関する」に、「に従つて高圧ガスの製造をすべきことを命ずる」を「への適合命令に関する」に改め、同事項を同号(六)の事項とし、同事項の前に次の一事項を加える。

(五) 同法第十条の二第二項(同法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による第二種製造者等の地位の承継の届出の受理にすること。

経済部の項第三号中(十八)の事項を(十九)の事項とし、(十九)の事項を(十八)の事項中、「第八条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に改め、同事項を同号(十三)の事項とし、同号中(七)の事項を(八)の事項とし、(十六)の事項中、「及び第三項」を「又は第三項」に改め、同事項を同号(十一)の事項とし、同号(十五)の事項中、「公安委員会等」を「関係行政機関」に改め、同事項を同号(十八)の事項とし、同号(十四)の事項中、「の現状変更」を削り、同事項を同号(十九)の事項とし、同号(十三)の事項中、「報告を命ずる」を「災害発生前に係る事項の報告の命令に関する」に改め、同事項を同号(十八)の事項とし、同号(七)の事項中、「事故届」を「災害発生等の届出」に改め、同事項を同号(七)の事項とし、同号(十一)の事項中、「立入検査等」を「高圧ガスの製造をする者の事務所に係る立入り、検査、質問又は収去」に改め、同事項を同号(十六)の事項とし、同号(七)の事項中、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「規定による」の下に、「第一種製造者等の業務に関する」を加え、同事項を同号(十五)の事項とし、同号(十九)の事項中、「容器再検査又は附属品再検査」を「容器検査所の容器再検査等」に改め、同事項を同号(十四)の事項とし、同号(十八)の事項中、「において準用する同条第一項又は第二項の規定による附属品のくず化その他の処分を命じ、又は高圧ガス保安協会若しくは指定容器検査機関からの報告を受ける」を「による附属品検査等に合格しなかつた附属品に関する報告の受理に関する」に改め、同事項を同号(十三)の事項とし、同号(六)の事項中、「高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関からの報告を受ける」を「容器検査に合格しなかつた容器に関する報告の受理に関する」に改め、同事項を同号(七)の事項とし、同号(十六)の事項中、「その他の処分を命ずる」を「等の命令に関する」に改め、同事項を同号(十五)の事項とし、同号(十五)の事項中、「第五十四条第一項及び第二項」を「第五十四条第二項」に、「又は圧力の変更」を「等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消」に改め、同事項を同号(七)の事項とし、同号(十四)の事項中、「若しくは附属品再検査の停止を命ずる」を「等の停止の命令に関する」に改め、同事項を同号(十九)の事項とし、同号(十三)の事項中、「を命ずる」を「の命令に関する」に改め、同事項を同号(十八)の事項とし、同号中(十三)の事項を(十六)の事項とし、(十六)の事項を(十六)の事項とし、(十六)の事項を(十五)の事項とし、同事項の前に次

の二事項を加える。

(六十三) 同法第四十九条の三十の規定による製造した容器又は附属品の回収等の命令に関する。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

(六十四) 同法第四十九条の三十五の規定による輸入した容器又は附属品の回収等の命令に関する。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

経済部の項第三号(五十九)の事項中「附属品の」を「附属品再検査に係る附属品への」に改め、同事項を同号(六十一)の事項とし、同号(五十八)の事項を(六十二)の事項とし、同号(五十七)の事項中「附属品の」を「附属品への」に改め、同事項を同号(六十)の事項とし、同号(五十六)の事項を(五十九)の事項とし、同号(五十五)の事項中「及び第四項」を「又は第四項」に改め、「容器の刻印等」を「容器再検査に係る容器への刻印又は標章の揭示」に改め、同事項を同号(五十八)の事項とし、同号中(五十四)の事項を(五十七)の事項とし、同号(五十三)の事項中「高圧ガスの特別充てん」を「容器への充てん」に改め、同事項を同号(五十六)の事項とし、同号(五十二)の事項中「及び第二項」を「又は第二項」に改め、「刻印等」を「刻印又は標章の揭示」に改め、同事項を同号(五十五)の事項とし、同号中(五十一)の事項を(五十四)の事項とし、同号(五十)の事項中「規定による」の下に「容器製造業者の製造の方法に関する」を加え、「に従つて容器の製造をすべきことを命ずる」を「への適合命令に関する」に改め、同事項を同号(五十三)の事項とし、同号(四十九)の事項中「第三十九条の十一」を「第三十九条の十一第一項又は第二項」に改め、同事項を同号(五十二)の事項とし、同号(四十八)の事項中「規定による」の下に「公共の安全の維持等のための」を加え、同事項を同号(五十)の事項とし、同号(四十七)の事項中「製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずる」を「第二種製造者の製造等の停止の命令に関する」に改め、同事項を同号(五十)の事項とし、同号(四十六)の事項中「許可を取消し」を「第一種製造者の製造等の許可の取消し」に、「製造若しくは貯蔵の停止を命ずる」を「その製造等の停止の命令に関する」に改め、同事項を同号(四十九)の事項とし、同号中(四十五)の事項を(四十八)の事項とし、同事項の前に次の二事項を加える。

(四十八) 同法第三十五条第一項第一号又は第二号の規定による協会若しくは指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出又は認定保安検査実施者による保安検査の記録の届出の受理に関する。

(四十七) 同法第三十五条第三項の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理に関する。

経済部の項第三号(四十四)の事項中「第三十五条第一項（同項第一号の指定に係る部分を除く。）及び第三項」を「第三十五条第一項本文」に改め、「規定による」の下に「第一種製造者の特定施設の」を加え、同事項を同号(四十五)の事項とし、同号(四十三)の事項中「若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者」を削り、「を命ずる」を「の命令に関する」に改め、同事項を同号(四十四)の事項とし、同号の前に次の一事項を加える。

(四十三) 同法第三十条の規定による製造保安責任者免状等の返却の命令に関する。

経済部の項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）に基づく次に掲げること。この場合において、液化石油ガス販売事業者の販売所又は保安機関の事業所が二以上の支庁の所管区域にわたつて設置されているときは、当該液化石油ガス販売事業者又は保安機関の設置する本店等の所在する市町村の区域を所管する支庁長が同法に基づく事務を行うものとする。

(一) 同法第三条第一項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録に関する。

(二) 同法第三条の二第一項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿への登録に関する。

(三) 同法第三条の二第二項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の通知に関する。

(四) 同法第三条の二第三項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に関する。

(五) 同法第四条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の拒否の通知に関する。

(六) 同法第六条（同法第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による登録行政庁等の変更の届出の受理に関する。

(七) 同法第八条（同法第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理に関する。

(八) 同法第十条第三項（同法第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理に関する。

(九) 同法第十三条第二項の規定による災害の発生防止に関する必要な措置の命令に関する。

(十) 同法第十四条第二項の規定による一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令に関する。

(十一) 同法第十六条第三項の規定による貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令に関する。

(十二) 同法第十六条の二第二項の規定による供給設備に関する技術上の基準への適合命令に関する。

(十三) 同法第十九条第二項の規定による業務主任者の選任又は解任の届出の受理に関する。

(十四) 同法第二十一条第二項の規定による業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理に関する。

(十五) 同法第二十二条の規定による業務主任者等の解任の命令に関する。

平成十四年四月一日 月曜日

六

- (十六) 同法第二十三条(同法第三十五条の四において準用する場合を含む。)の規定による液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理に関すること。
- (十七) 同法第二十五条の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消しに関すること。
- (十八) 同法第二十六条の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令に関すること。
- (十九) 同法第二十六条の二の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の消除に関すること。
- (二十) 同法第二十九条第一項の規定による保安機関の認定に関すること。
- (二十一) 同法第三十二条第一項の規定による保安機関の認定の更新に関すること。
- (二十二) 同法第三十三条第一項の規定による保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可に関すること。
- (二十三) 同法第三十三条第二項の規定による保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出の受理に関すること。
- (二十四) 同法第三十四条第三項の規定による保安業務の実施等の命令に関すること。
- (二十五) 同法第三十五条第一項の規定による保安業務規程の制定又は変更の認可に関すること。
- (二十六) 同法第三十五条第三項の規定による保安業務規程の変更の命令に関すること。
- (二十七) 同法第三十五条の二の規定による保安機関に関する認定の基準への適合命令に関すること。
- (二十八) 同法第三十五条の三の規定による保安機関の認定の取消しに関すること。
- (二十九) 同法第三十五条の五の規定による消費設備に関する技術上の基準への適合命令に関すること。
- (三十) 同法第三十五条の六第一項の規定による液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定に関すること。
- (三十一) 同法第三十五条の七の規定による販売契約等に係る一般消費者等の数の報告の受理に関すること。
- (三十二) 同法第三十五条の十第一項の規定による認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消しに関すること。
- (三十三) 同法第三十五条の十二項の規定による認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消しに関すること。
- (三十四) 同法第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の設置の許可に関すること。
- (三十五) 同法第三十七条の二第一項(同法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による貯蔵施設の位置等の変更の許可に関すること。
- (三十六) 同法第三十七条の二第二項(同法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による貯蔵施設の撤去等の届出の受理に関すること。
- (三十七) 同法第三十七条の三第一項(同法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定による貯蔵施設等の完成検査及び同項ただし書(同法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理に関すること。
- (三十八) 同法第三十七条の三第二項(同法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理に関すること。
- (三十九) 同法第三十七条の四第一項の規定による充てん設備の許可に関すること。
- (四十) 同法第三十七条の五第三項の規定による充てん設備等に関する技術上の基準への適合命令に関すること。
- (四十一) 同法第三十七条の六第一項の規定による充てん設備の保安検査及び同項ただし書の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出の受理に関すること。
- (四十二) 同法第三十七条の六第三項の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理に関すること。
- (四十三) 同法第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設等の許可の取消し又はその使用の停止の命令に関すること。
- (四十四) 同法第三十七条の七第二項の規定による特定供給設備の使用の停止の命令に係る通知に関すること。
- (四十五) 同法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。
- (四十六) 同法第三十八条の十第一項の規定による特定液化石油ガス設備工事の事業の届出の受理に関すること。
- (四十七) 同法第三十八条の十第二項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名等の変更又は廃止の届出の受理に関すること。
- (四十八) 同法第八十二条第一項の規定による液化石油ガス販売事業者又は保安機関等の業務等の状況に関する報告の徴収に関すること。
- (四十九) 同法第八十二条第二項の規定による充てん事業者の業務等の状況に関する報告の徴収に関すること。
- (五十) 同法第八十三条第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務等に係る立入り、検査又は質問に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
- (五十一) 同法第八十三条第三項の規定による液化石油ガス販売事業者等の事務所等に係る立入り、検査、質問又は取去に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
- (五十二) 同法第八十三条第四項の規定による保安機関の事務所等に係る立入り、検査又は質

問に關すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

(五十三) 同法第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出の命令に關すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

(五十四) 同法第八十七条第一項の規定による關係行政機關への通報に關すること。

(五十五) 同法第八十七条第二項の規定による消防長からの要請の受理に關すること。

(五十六) 同法第八十八条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者に係る認定又はその取消しの公示に關すること。

(五十七) 同法第九十条第一項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し等に係る聴聞に關すること。

農政部の項第四号中、「(二)以上の支庁の所管区域を区域とするものを除く。」を削り、同号(三)の事項から(十四)の事項までを削り、同項第二十三号中、「の実施に關すること(第五条に係るものを除く。)」を「に基づく次に掲げること」に改め、同号に次の二事項を加える。

(一) 同条例第二条の規定による負担金の徴収に關すること。

(二) 同条例第三条の規定による特別徴収金の徴収に關すること。

農政部の項第二十四号中、「の実施に關すること(第五条に係るものを除く。)」を「に基づく次に掲げること」に改め、同号に次の二事項を加える。

(一) 同条例第二条の規定による負担金の徴収に關すること。

(二) 同条例第三条の規定による特別徴収金の徴収に關すること。

農政部の項第二十五号及び第二十六号中、「の実施に關すること(第五条に係るものを除く。)」を「第三条の規定による分担金の徴収に關すること」に改め、同項第二十七号中「の実施に關すること(第五条に係るものを除く。)」を「に基づく次に掲げること」に改め、同号に次の二事項を加える。

(一) 同条例第二条の規定による負担金の徴収に關すること。

(二) 同条例第三条の規定による特別徴収金の徴収に關すること。

農政部の項第二十九号中、「の実施」を「第三条の規定による分担金の徴収」に改め、同項に次の二号を加える。

三十一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)に基づく次に掲げること。

(一) 同法第九十条第五項及び第九項の規定による負担金の徴収に關すること。

(二) 同法第九十一条第二項及び第六項の規定による負担金の徴収に關すること。

三十二 緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十七条第三項及び第七項の規定による負担金の徴収に關すること。

水産林務部の項第三号(七)の事項イ中、「(同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項

の規定により適用される場合を含む。)」を削り、同事項ロ及びハ中、「(同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、同事項中二を削る。

建設部の項に次の一号を加える。

四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)に基づく次に掲げること。

(一) 同法第十条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第三項の規定による命令に關すること。

(二) 同法第十一条の規定による通知の受理に關すること。

(三) 同法第十四条の規定による助言又は勧告に關すること。

(四) 同法第十五条の規定による命令に關すること。

(五) 同法第四十二条第一項の規定による報告の徴収に關すること。

(六) 同法第四十三条第一項の規定による立入検査に關すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第五十八号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則(昭和四十一年北海道規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六款 アイヌ民族文化研究センター(第七十九条―第八十一条)」を「第六款 アイヌ民族文化研究センター(第七十九条―第八十一条)」を「第七款

アイヌ民族文化研究センター(第七十九条―第八十一条) 女性相談援助センター(第八十一条の二―第八十一条の四)」に、「第十五款 婦人相談

所及び婦人保護施設(第百四十五条―第百四十七条)」を「第十五款 削除」に、「第一款 企業誘致東京事務所(第百四十八条・第百四十九条)」を「第一款 削除」に、「道有林

管理センター」を「森づくりセンター」に、「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究

所」に改める。

第五款第二項中「、総合防災対策室及び道庁周辺地区整備室」を「及び総合防災対策室」

に改め、「、経済企画室」を削り、「及び新幹線対策室」を「、新幹線対策室及びIT推進

室」に、「企業立地推進室及び石炭対策室」を「産業政策推進室」に改め、「農業企画室」

の下に「及び道産食品安全室」を加え、「道有林管理室」を「森林環境室」に改める。

第六款第一項中「、課」の下に、「(国際課、情報政策課、情報基盤課、環境政策課、森林

平成十四年四月一日 月 曜 日

活用課、道有林課及び技術管理課を除く。）を加え、同項の表知事室の項国際課の事項を次のように改める。

国 際 課

第六条第一項の表道庁周辺地区整備室の項を削り、同表地域振興室の項地域政策課の事項中「企画調整係」を「企画調整係 地域振興係」に、「過疎地域係 山村離島係」を「圏域政策係」に改め、同項市町村課の事項中「税制係 交付税係」を「税政係」に改め、同表経済企画室の項を削り、同表交通企画室の項の次に次のように加える。

I T推進室	情報政策課
	情報基盤課

第六条第一項の表環境室の項環境政策課の事項を次のように改める。

環 境 政 策 課

第六条第一項の表環境室の項廃棄物対策課の事項中「リサイクル推進係 リサイクル計画係」を「循環型計画係 循環型産業係」に改め、同表生活文化・青少年室の項生活振興課の事項中「NPO推進係」を「NPO・地域活動係」に改め、同表企業立地推進室の項を削り、同表道有林管理室の項を次のように改める。

森林環境室	森林活用課
	道 有 林 課

第六条第一項の表建設管理室の項技術管理課の事項を次のように改める。

技 術 管 理 課

第六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「企画調整係」の下に「及び平等参画係」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 農政部道産食品安全室に調整係、生産資材係、農業環境係、流通対策係、販路拡大係、農業ビジネス係及びクリーン農業係を置く。

第六条中第七項から第九項までを削り、同条第十項中「（道民相談センター）を」（総務部の総務課及びび人事課、総合企画部の道民相談センター、保健福祉部の保健予防課及び保護課、経済部の資源エネルギー課及び雇用対策課、農政部の農政課、水産林務部の企画調整課並びに建設部の企画調整課」に改め、同項の表総務部の項総務課の事項及びび人事課の事項を

次のように改める。

総 務 課
人 事 課

第六条第十項の表総務部の項法制文書課の事項中「調整係」を「文書調整係」に、「文書管理係 文書収発係」を「文書管理係」に改め、同項税務課の事項中「間税係 徴収指導係」を「間税係」に、「税務電算第二係」を「税務電算第二係 納税推進指導係 納税特別対策係」に改め、同表総合企画部の項情報政策課の事項を削り、土地水対策課の事項の次に次のように加える。

経 済 調 査 課	企画調整係 調査係 道民経済計算係
統 計 課	企画調整係 統計情報係 社会統計係 産業統計係 商工統計係 消費統計係 勤労統計係

第六条第十項の表保健福祉部の項保健予防課の事項を次のように改める。

保 健 予 防 課

第六条第十項の表保健福祉部の項保護課の事項を次のように改める。

保 護 課

第六条第十項の表経済部の項資源エネルギー課の事項を次のように改める。

資 源 エ ネ ル ギ ー 課

第六条第十項の表経済部の項産業振興課の事項の次に次のように加える。

産 業 立 地 課	管理調整係 立地推進係 苫東計画係 産業開発係 基盤調整係 石狩計画係
-----------	-------------------------------------

第六条第十項の表経済部の項雇用対策課の事項を次のように改める。

雇 用 対 策 課

第六条第十項の表経済部の項観光振興課の事項中「宣伝誘致係 イベント推進係」を「観光地づくり係 プロモーション係」に改め、同表農政部の項農政課の事項を次のように改める。

農政課

第六条第十項の表農政部の項流通対策課の事項を削り、同項の表水産林務部の項企画調整課の事項を次のように改める。

企画調整課

第六条第十項の表水産林務部の項林業振興課の事項中「林業普及係」を「林業振興係」に、「構造改善係 地域林業システム係」を「構造改善係」に改め、同項森林整備課の事項中「森林保全係 緑化指導係」を「森林保全係」に改め、同表建設部の項総務課の事項中「経理係 調整係」を「経理係」に改め、同項企画調整課の事項を次のように改め、同項を同条第七項とする。

企画調整課

第六条第十一項中「室（」の下に「ロシア室、」を、「防災航空室」の下に「、精神保健福祉対策室、石炭対策室」を加え、同項の表総務部知事室国際課の項ロシア室の事項を次のように改める。

ロシア室

第六条第十一項の表総務部総務課の項を削り、同表環境生活部環境室自然環境課の項を次のように改める。

環境生活部環境室自然環境課	野生生物室	鳥獣保護係	野生生物係	エゾシカ対策係	動物管理係
---------------	-------	-------	-------	---------	-------

第六条第十一項の表保健福祉部地域医療課の項に次のように加える。

保健福祉部保健予防課	精神保健福祉対策室
------------	-----------

第六条第十一項の表経済部総務課の項に次のように加える。

経済部資源エネルギー課	石炭対策室
-------------	-------

第六条第十一項の表水産林務部企画調整課の項を削り、同項を同条第八項とする。

第七条第二項の総務部道庁周辺地区整備室の事項及び総合企画部経済企画室の事項を削り、同項総合企画部交通企画室の事項第二号中「国際エアカーゴ基地構想」を「新千歳空港の国際拠点空港化」に改め、同項総合企画部新幹線対策室の事項の次に次の一事項を加える。
総合企画部IT推進室

- 一 情報化施策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 情報システムの運営に係る指導及び支援に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- 三 庁用情報通信基盤の整備及び運用管理に関すること。

第七条第二項の環境生活部男女平等参画推進室の事項に次の三号を加える。

- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- 四 要保護女子の保護更生に関すること。
- 五 女性相談援助センターに関すること。

第七条第二項の経済部企業立地推進室の事項を次のように改める。

経済部産業政策推進室

- 一 経済構造改革の推進に関すること。
- 二 新たな産業の創造に関すること。
- 三 基幹産業の構造改革に関すること。

第七条第二項の経済部石炭対策室の事項を削り、同項農政部農業企画室の事項の次に次の一事項を加える。

農政部道産食品安全室

- 一 農産物の流通に係る総合調整に関すること。
- 二 農産物の販路拡大に関すること。
- 三 農業ビジネスに関すること。
- 四 農業生産資材に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- 五 農業に係る環境保全に関すること。
- 六 クリーン農業に関すること。
- 七 道産食品の安全確保に関すること。

第七条第二項の水産林務部道有林管理室の事項を次のように改める。

水産林務部森林環境室

- 一 林業の普及及び森林の総合利用の推進に関すること。
- 二 みどりの環境づくりに関すること。
- 三 道有林野の整備管理に関すること。

第八条の三を削る。

第九条第一項中「、総合防災対策室各課及び道庁周辺地区整備室の課」を「及び総合防災対策室各課」に改め、同項の総務課の事項第九号中「庁用の無線通信及び有線通信」を「庁

平成十四年四月一日 月曜日

内電話の交換業務」に改め、同項の管財課の事項に次の一号を加える。

八 本庁の庁舎周辺地域の整備に関する事

第九条第一項の税務課の事項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九条の三の地域政策課の事項中第五号を削り、同事項第六号中「へん地」を「辺地」に改め、同号を同事項第五号とし、同事項中第七号を第六号とする。

第九条の四を削る。

第九条の五の交通企画課の事項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条を第九条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（総合企画部ⅠＴ推進室各課）

第九条の五 総合企画部ⅠＴ推進室各課の分掌事務は、次のとおりとする。

情報政策課

一 情報化施策の企画及び総合調整に関する事

二 地域情報化に係る企画及び調整に関する事

情報基盤課

一 行政情報化に係る企画及び調整に関する事

二 情報システムの運営に係る指導及び支援に関する事（他部課の主管に属するものを除く。）。

三 庁用情報通信基盤の整備及び運用管理に関する事

第十条中「経済企画室の課及び」を削り、「交通企画室の課」の下に「及びⅠＴ推進室各課」を加え、同条の科学技術振興課の事項中第三号から第五号までを削り、同条の情報政策課の事項を削り、同条の土地水対策課の事項の次に次の二事項を加える。

経済調査課

一 景気対策の総合調整に関する事

二 経済の調査及び分析に関する事

統計課

一 統計調査の総合調整に関する事

二 統計調査の実施に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

三 統計資料の収集、整理、保存及び公表に関する事

第十条の二第一項の環境保全課の事項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 飲料水の衛生に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。

八 浄化槽に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。

第十条の二第一項の廃棄物対策課の事項第三号中「廃棄物の減量化及びリサイクル」を

「循環型社会の形成」に改め、「関すること」の下に「（他部課の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項の自然環境課の事項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条第一項の総務課の事項第三号中「ウタリ福祉対策」を「アイヌ生活向上推進方策」に改める。

第十二条第一項の保健予防課の事項第七号中「精神医療」を「精神保健及び精神障害者福祉」に改め、同事項に次の一号を加える。

十一 精神保健福祉センターに関する事

第十二条第一項の介護保険課の事項第三号中「指定居宅サービス事業者」の下に「指定居宅介護支援事業者」を加え、同事項中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 介護支援専門員に関する事

第十二条第一項の障害者保健福祉課の事項第二号中「知的障害者（児）及び精神障害者」を「及び知的障害者（児）」に改め、「並びに精神保健」を削り、同事項第三号中「知的障害者（児）及び精神障害者」を「及び知的障害者（児）」に改め、同事項第四号中「並びに精神保健福祉」を削り、同事項第六号中「心身障害者総合相談所及び精神保健福祉センター」を「及び心身障害者総合相談所」に改め、同項の児童家庭課の事項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同事項第八号中「女性相談援助センター」を削り、同号を同事項第七号とし、同条に次の一項を加える。

4 精神保健福祉対策室の分掌事務は、第一項の保健予防課の分掌事務のうち第七号及び第十一号に掲げる事務とする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二第一項中「（企業立地推進室各課を除く。）」を削り、同項の資源エネルギー課の事項中第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 石炭鉱業の安定対策の総合企画及び推進に関する事

十二 産炭地域の振興対策に関する事

第十三条の二第一項の資源エネルギー課の事項の次に次の一事項を加える。

産業立地課

一 産業の立地に関する事

二 苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域の開発に関する事

三 苫小牧東部地域における産業・技術交流拠点の形成に関する事

四 石狩湾新港地域における産業拠点の形成に関する事

第十三条の二第一項の雇用対策課の事項第九号中「ウタリ地区」を「アイヌ地区」に改め、同項の労政福祉課の事項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項の観光振興課の事項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 観光地づくりの促進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

七 観光プロモーションの推進に関すること。

第十三条の二第一項の観光振興課の事項第八号及び第九号を削る。

第十三条の二に次の一項を加える。

三 石炭対策室の分掌事務は、第一項の資源エネルギー課の分掌事務のうち第十一号及び第十二号に掲げる事務とする。

第十四条の農村計画課の事項第三号中「農業農村整備事業計画」を「道営農業農村整備事業計画」に改め、同事項第五号中「農村総合整備事業計画の審査及び指導」を「グリーン・ツーリズム」に改め、同条の農村振興課の事項中第七号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同事項第四号中「ウタリ地区」を「アイヌ地区」に改め、同号を同事項第六号とし、同事項第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 特定農山村総合支援事業に関すること。

四 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関すること。

第十四条の農村振興課の事項に次の三号を加える。

九 農村振興総合整備事業等の実施に関すること。

十 農業集落排水事業の実施に関すること。

十一 中山間地域総合整備事業等の実施に関すること。

第十四条の流通対策課の事項を削る。

第十五条（見出しを含む。）中「道有林管理室の課」を「森林環境室各課」に改め、同条の経営管理課の事項中「経営管理課」を「道有林課」に改め、同事項中第二号を削り、同事項第三号中「経営計画」を「整備管理に係る計画」に改め、同号を同事項第二号とし、同事項第四号を削り、同事項第五号中「収穫、製品生産及び」を削り、同号を同事項第三号とし、同事項中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同事項第八号中「経営試験」を「施業試験」に改め、同号を同事項第六号とし、同事項中第九号及び第十号を削り、同事項の前に次の事項を加える。

森林活用課

一 林業の普及指導に関すること。

二 林業及び林産に係る試験研究等の調整に関すること。

三 森林の総合利用及び緑化の推進に関すること。

四 みどりの環境づくりに関すること。

五 森づくりセンター、道民の森活動促進センター、林産試験場及び林業試験場に関すること。

第十六条第一項中「道有林管理室」を「森林環境室」に改め、同項の企画調整課の事項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 海難に関すること。

第十六条第一項の企画調整課の事項第五号中「水産、林業及び林産に係る」を「水産林務部」に改め、「関すること」の下に、「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項第九号中「、漁業研修所、林産試験場及び林業試験場」を「及び漁業研修所」に改め、同項の資源管理課の事項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同事項第一号の次に次のように加える。

二 漁業資源の回復に関すること。

第十六条第一項の森林計画課の事項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 森林山村対策及び調整等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第十六条第一項の林業振興課の事項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同事項第七号中「森林施業の改善」を「林業機械化の推進」に改め、同号を同事項第六号とし、同項の森林整備課の事項第四号から第六号までを削り、同条第二項を削る。

第二十条第一項の砂防災課の事項第二号中「地すべり等」を「地すべり」に改め、同事項第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 雪崩対策事業に関すること。

第二十条第一項の建築指導課の事項第十六号中「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に改め、同号を同事項第十七号とし、同事項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。

第二十四条第三項の経理課の事項に次の一号を加える。

十 公金管理に関すること。

第二十六条第二項の表中「林業振興課」を「森林環境室森林活用課」に改める。

第二十八条第一項中「下欄に掲げる」の下に「室又は」を加え、同項の表入札指導監察の項の次に次のように加える。

危機総括監 総合企画部政策室

第二十九条の表中

平成十四年四月一日 月曜日

二

北海道新産業都市建設協議会	自治紛争処理委員	北海道固定資産評価審議会	北海道総合開発委員会
総合企画部			
地域振興室地域政策課	地域振興室市町村課	地域振興室市町村課	政策室政策推進評価課

を

北海道総合開発委員会		総合企画部	政策室政策推進評価課
北海道政策評価委員会			政策室政策推進評価課
自治紛争処理委員			地域振興室市町村課
北海道固定資産評価審議会			地域振興室市町村課

に

「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改め、同表北海道精神医療審査会の項を次のように改める。

北海道精神保健福祉審議会	保健予防課
--------------	-------

第二十九条の表中「介護保険審査会」を「北海道介護保険審査会」に、

北海道地方障害者施策推進協議会	障害者保健福祉課
-----------------	----------

を

北海道精神保健福祉審議会	障害者保健福祉課
--------------	----------

北海道地方障害者施策推進協議会	障害者保健福祉課
-----------------	----------

に改

め、同表北海道職業能力開発審議会の項及び北海道地方競馬運営委員会の項を削り、同表中「北海道水産業振興審議会」を「北海道水産業・漁村振興審議会」に、「北海道林業振興審

議会」を「北海道森林づくり審議会」に、「北海道屋外広告物審議会」を「北海道美しい景観のくにつくり審議会」に改める。

第三十八条の表石狩支庁の項農業振興部の事項、空知支庁の項農業振興部の事項を、上川支庁の項農業振興部の事項及び十勝支庁の項農業振興部の事項中「管理課 計画課 耕地課」を「調整課 整備課」に改め、同表渡島支庁胆振支庁釧路支庁の項農業振興部の事項中「管理課 耕地課」を「調整課 整備課」に改め、同表網走支庁の項農業振興部の事項中「管理課 計画課 耕地課」を「調整課 整備課」に改め、同表檜山支庁留萌支庁宗谷支庁日高支庁の項農業振興部の事項、後志支庁の項農業振興部の事項及び根室支庁の項農業振興部の事項中「管理課 耕地課」を「調整課 整備課」に改める。

第四十条第三項の環境生活課の事項第六号中「新生活、暴力追放」を「地域活動」に改め、同条第五項の林務課の事項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 森林計画に関すること。

第四十条第六項の管理課の事項中「管理課」を「調整課」に改め、同事項第二号及び第五号中「（計画課を置く支庁にあつては、計画課の主管に属するものを除く。）」を削り、同項の計画課の事項を削り、同項の耕地課の事項中「耕地課」を「整備課」に改める。

第四十一条第一項の表中

生活保護並びに児童、母子及び知的障害者の福祉に関すること。	社会福祉事務出張所
公害の監視、測定及び調査に関すること。	環境監視室

を

生活保護並びに児童、母子及び知的障害者の福祉に関すること。	社会福祉事務出張所
-------------------------------	-----------

に、

沿岸漁業及び水産物加工の技術の普及、経営の指導、生活の改善その他漁家の指導並びに水産物の検査に関すること。	水産技術普及指導所
民有林の森林計画、経営及び技術の指導に関すること。	林業指導事務所

を

沿岸漁業及び水産物加工の技術の普及、経営の指導、生活の改善その他漁家の指導並びに水産物の検査に関すること。	水産技術普及指導所
---	-----------

に改める。

第四十二条第一項中「都府県に係る道税の賦課徴収、道産品の移輸出の振興等」を「産業振興の促進等」に改める。

第四十三条第三号中「都府県に係る道税の賦課徴収」を「産業振興の促進」に改め、同条第四号及び第五号を削る。

第四十四条中「税務課、行政第一課及び行政第二課」を「行政課及び経済・企業誘致課」に改め、同条の税務課の事項を削り、同条の行政第一課の事項中「行政第一課」を「行政課」に改め、同事項第一号及び第二号中「（行政第二課の主管に属するものを除く。）」を削り、同事項第三号及び第四号を削り、同条の行政第二課の事項を次のように改める。

経済・企業誘致課

- 一 産業振興に必要な調査及び情報の収集等に関すること。
- 二 企業誘致の促進に関すること。

三 道産品の販路拡大に関すること。

四 観光事業の振興に関すること。

五 人材誘致の促進に関すること。

第四十七条の四中「政策研究室」の下に「を置き、研修室に研修課」を加える。

第四十七条の五の次に次の一条を加える。

（課の分掌事務）

第四十七条の五の二 課の分掌事務は、次のとおりとする。

研修課

前条の研修室の分掌事務（教授に係るものを除く。）

第五十七条の五第一項中「農業」を「防災対策並びに農業」に、「原子力発電」を「原子力」に改め、「（防災に係るものを含む。）」を削る。

第五十七条の六中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 泊発電所の安全対策の推進及び災害対策を行うこと。

第三章第四節に次の一款を加える。

第七款 女性相談援助センター

（名称及び位置）

第八十一条の二 北海道立女性相談援助センター条例（平成七年北海道条例第二十号）により設置された女性相談援助センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
北海道立女性相談援助センター	札幌市		

（所掌事務）

第八十一条の三 女性相談援助センターは、次の事務を所掌する。

一 保護又は自立のための援助を必要とする女性に係る相談に応ずること。

二 保護又は自立のための援助を必要とする女性の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

三 保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその女性が同伴する児童の一時保護及び収容保護を行うこと。

四 前三号の事業に付随して必要な調査及び指導を行うこと。

五 その他設置の目的を達成するために必要な事業

（内部組織及び分掌事務）

第八十一条の四 女性相談援助センターに相談課及び判定指導課を置き、次の事務を分掌させる。

相談課

一 保護又は自立のための援助を必要とする女性に係る相談並びにこれに付随する調査及び指導に関すること。

二 保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその女性が同伴する児童の一時保護及び収容保護の決定並びに一時保護の委託に関すること。

三 婦人相談員に対する技術的援助及び助言に関すること。

四 関係機関との連絡調整及び連携に関すること。

五 広報及び研修に関すること。

六 庶務及び財務に関すること。

七 入所者に対する給食に関すること。

八 その他判定指導課の主管に属しないこと。

判定指導課

一 保護又は自立のための援助を必要とする女性の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に関すること。

二 保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその女性が同伴する児童の一時保護及び収容保護に関すること。

三 入所者に対する生活指導及び健康管理に関すること。

四 入所者に対する職業指導等に関すること。

第八十二条の表中

北海道立札幌北野病院	札幌市
北海道立江差病院	檜山郡江差町

北海道立江差病院	檜山郡江差町
----------	--------

改める。

第九十三条中「(室)」を置き、部(室)」を「及び感染症センター」を置き、部」に「(科)」を「(室・科)」に改め、同条の表を次のように改める。

部 名	課(室・科)	名
企画総務部	総務課 企画情報室	
健康科学部	健康増進科 生活保健科 温泉保健科 飲料水衛生科 放射線科学科	
食品薬品部	食品科学科 食品保健科 薬品保健科 薬用資源科	

第九十三条に次の二項を加える。

- 2 企画総務部企画情報室に研究情報科を置く。
- 3 感染症センターに部を置き、部にそれぞれ次の表の下欄に掲げる科を置く。

部 名	科	名
微生物部	細菌科 食品微生物科 ウイルス科 腸管系ウイルス科	
生物科学部	感染病理科 衛生動物科 遺伝子工学科 生物資源管理科	

第九十四条の見出し中「(室)」を「及び感染症センター」に改め、同条第一項中「各部(室)」を「各部及び感染症センター」に改め、同条の総務部の事項中「総務部」を「企画総務部」に改め、同事項第三号中「他部(室)」を「他部及び感染症センター」に改め、同号を同事項第四号とし、同事項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 公衆衛生情報の収集、提供等に関すること。

第九十四条の疫学部の事項を次のように改める。

健康科学部

- 一 健康科学に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 環境衛生に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術に関する指導を行うこと。
- 四 ラジオアイソトープ等の使用管理を行うこと。

第九十四条の食品科学部の事項中「食品科学部」を「食品薬品部」に改め、同事項第一号中「研究」の下に「、調査」を加え、同事項第二号中「食生活科学」を「薬品保健」に改め、「研究」の下に「、調査」を加え、同事項に次の一号を加える。

- 三 前二号に係る衛生検査技術に関する指導を行うこと。

第九十四条の薬理毒性部の事項及び生活科学部の事項を削り、同条の生物工学部の事項を次のように改める。

感染症センター

- 一 細菌性、ウイルス性感染症に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 食品微生物に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 寄生虫、原虫、リケッチア等の感染症に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。

- 四 衛生動物に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 五 生物工学に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 六 生物資源の飼育及び保存管理並びに研究及び調査を行うこと。
- 七 前各号に係る衛生検査技術に関する指導を行うこと。
- 第九十四条に次の二項を加える。

- 2 微生物部の分掌事務は、前項の感染症センターの分掌事務のうち、第一号、第二号及び第七号(第一号及び第二号に係るものに限る。)に掲げる事務とする。

- 3 生物科学部の分掌事務は、第一項の感染症センターの分掌事務のうち、第三号から第六号まで及び第七号(他部の主管に属するものを除く。)に掲げる事務とする。

第九十五条の見出し中「(科)」を「(室・科)」に改め、同条第一項中「総務部各課」を「企画総務部各課(室)」に改め、同項の総務課の事項第四号中「他課」を「他室」に改め、同項の企画情報課の事項中「企画情報課」を「企画情報室」に改め、同事項第一号中「研究」の下に「、研修等」を加え、同事項第二号中「に関する」を「を行う」に改め、同事項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 公衆衛生情報に関する研究及び調査を行うこと。
- 第九十五条第二項から第六項までを次のように改める。

- 2 企画情報室研究情報科の分掌事務は、前項の企画情報室の分掌事務のうち、第二号及び第三号に掲げる事務とする。

3 健康科学部各科の分掌事務は、次のとおりとする。

健康増進科

- 一 各種疾患に関する臨床病理学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 食に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

生活保健科

- 一 生活環境に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 産業保健に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

温泉保健科

- 一 鉱泉に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 鉱泉の影響及び利用に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

飲料水衛生科

- 一 上水道その他の飲料水に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 飲料水源の保全に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

放射線科学科

- 一 電離放射線に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 飲食物等の放射能に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 その他放射能汚染に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 四 ラジオアイソトープ及びこれを取り扱う施設の使用、管理に関すること。
- 五 前各号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

食品薬品部各科の分掌事務は、次のとおりとする。

食品科学科

- 一 農産食品に関する食品衛生学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 容器、包装等に関する理化学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 食中毒に関する理化学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 四 前三号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

食品保健科

- 一 畜産水産食品に関する食品衛生学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 畜産水産食品による食中毒に関する理化学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

薬品保健科

- 一 医薬品、医療用具及び衛生用品等に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 麻薬、向精神薬、大麻及び覚せい剤に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 家庭用品等に関する衛生学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 四 前三号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

薬用資源科

- 一 薬用資源に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 生薬に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。
- 四 薬草園及び温室の管理に関すること。

微生物部各科の分掌事務は、次のとおりとする。

細菌科

- 一 細菌性感染症に関する細菌学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 前号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

食品微生物科

- 一 食中毒に関する微生物学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 食品、容器、包装等に関する微生物学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

ウイルス科

- 一 ウイルス感染症（腸管系ウイルス感染症を除く。）に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。

- 二 前号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

腸管系ウイルス科

- 一 腸管系ウイルス感染症に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。

- 二 前号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

6 生物科学部各科の分掌事務は、次のとおりとする。

感染病理科

- 一 寄生虫、原虫、リケッチア等の感染症に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。

- 二 前号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

衛生動物科

- 一 衛生動物に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 二 各種疾患に関する衛生動物学的試験、研究、調査及び検査を行うこと。
- 三 前二号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

遺伝子工学科

- 一 遺伝子に関する試験、研究、調査及び検査を行うこと。

- 二 前号に係る衛生検査技術の指導を行うこと。

生物資源管理科

- 一 生物資料の保存管理を行うこと。
- 二 実験動物に関する飼育管理及び調査研究を行うこと。
- 三 エキノコックス症検査試験に関すること。

第九十八条第二項中「置かれた科」を「置かれた学科」に、「保健婦科」を「地域看護学科」に、「助産婦科」を「助産学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に、「歯科衛生士科」を「歯科衛生学科」に、「臨床検査技師科」を「臨床検査学科」に改める。

第一百五条第二項中「及び医事課を置き、医事課に相談室」を「、医事課及び相談室」に改める。

第一百七条第一項中「各課」を「各課（室）」に改め、同項の医事課の事項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項に次の一事項を加える。

相談室

医療社会事業に關すること。

第百七条第二項を削る。

第百二十二条中「調査検討」を「調査研究」に改める。

第百二十三条の庶務課の事項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神医療審査會に關すること。

四 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療に關すること。

第百四十三条第一項中「庶務課、相談課、判定課及び一時保護課」を「地域支援課及び指導援助課」に改め、同項の庶務課の事項中「庶務課」を「地域支援課」に改め、同事項中第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

三 児童についての相談及び指導に關すること（相談員に係るものに限る。）。

四 児童の家庭その他の環境の調査に關すること（相談員に係るものに限る。）。

五 里親及び保護受託者に關すること。

六 社会福祉事務所及び児童委員等関係機関との連絡等に關すること。

第百四十三条第一項の相談課の事項中「相談課」を「指導援助課」に改め、同事項第一号及び第二号中「關すること」の下に「（児童福祉司に係るものに限る。）」を加え、同事項第三号中「里親及び保護受託者」を「児童の心身及び環境の診断並びに判定」に改め、同事項第四号中「社会福祉事務所及び児童委員等関係機関との連絡等」を「児童及び保護者の心理治療等」に改め、同事項に次の一号を加える。

五 児童の一時保護に關すること。

第百四十三条第一項の判定課の事項及び一時保護課の事項を削り、同条第二項の企画調整室の事項第三号中「企画」を「調査及び研究」に改める。

第百四十四条第三項に次の一号を加える。

四 児童及び保護者の心理治療等に關すること。

第三章第五節第十五款を次のように改める。

第十五款 削除

第百四十五条から第百四十七条まで 削除

第三章第六節第一款を次のように改める。

第一款 削除

第百四十八条及び第百四十九条 削除

第百五十四条中「、業務課及び指導課」を「及び業務課」に改め、同条の総務課の事項中第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 計量管理の指導に關すること。

五 計量思想の普及に關すること。

六 特定計量器に係る事業に關すること（指定製造事業者及び販売事業者の届出に係るものに限る。）。

七 適正計量管理事業所の指定に關すること。

第百五十四条の業務課の事項に次の一号を加える。

二 特定計量器に係る事業に關すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第百五十四条の指導課の事項を削る。

第百六十一条第二項第三号中「普及及び指導」を「指導及び普及」に改める。

第百六十二条中「工業技術指導センター」を「技術支援センター」に改め、同条の表を次のように改める。

部（センター）名	課（科）名
企画調整部	総務課 企画調整課
情報システム部	情報通信科 電子システム科 計測情報科 機械システム科
環境エネルギー部	エネルギー技術科 環境システム科 生物資源応用科 分析応用科
材料技術部	高分子材料科 材料化学科 セラミックス技術科 金属材料科 精密加工科
製品技術部	デザイン開発科 人間情報応用科 生産システム科 製造技術科
技術支援センター	技術支援課 研究支援第一科 研究支援第二科 研究支援第三科 研究支援第四科

第百六十三条の見出し及び同条中「工業技術指導センター」を「技術支援センター」に改め、同条の企画調整部の事項第一号中「及び試験研究」を削り、同事項第二号中「、財務その他他部及び工業指導技術センターの主管に属しない」を「及び財務に關する」に改め、同事項第三号中「工業技術情報の収集及び提供」を「試験及び研究の企画及び総合調整」に改め、同事項中第四号を次のように改める。

四 その他他部及び技術支援センターの主管に属しないこと。

第百六十三条の化学技術部の事項中「化学技術部」を「情報システム部」に改め、同事項第一号中「高分子材料及び複合材料」を「情報、通信及びマルチメディア」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「無機化学材料、セラミックス等」を「電子システム」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第三号中「工業分析」を「センサ利用及び計測情報処理」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

四 機械設計、機械システムの制御及びメカトロニクスに關する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十三条の機械金属部の事項中「機械金属部」を「環境エネルギー部」に改め、同事

項第一号中「機械設計」を「省エネルギーの導入促進並びに新エネルギーの開発及び有効利用」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「生産管理及び生産システム」を「環境調和型製造プロセス」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第三号中「金属加工」を「有機系廃棄物及び水処理」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第四号中「機械材料」を「化学分析並びに環境の保全及び再資源化」に、「指導」を「技術支援」に改め、同項の資源エネルギー部の事項を削り、同項の電子応用部の事項中「電子応用部」を「材料技術部」に改め、同事項第一号中「応用計測技術及び情報処理技術」を「高分子材料」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「電子システム技術及びメカトロニクス技術」を「無機系材料」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第三号中「情報通信技術」を「セラミックス材料」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の二号を加える。

四 金属材料に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

五 精密特殊加工及び表面処理に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十三条の産業デザイン部の事項中「産業デザイン部」を「製品技術部」に改め、同事項第一号中「工業製品の」を削り、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「工業製品の加工技術及び評価技術」を「人間情報の計測処理及び評価」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の二号を加える。

三 生産システム及び生産設備に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

四 工業製品の製造に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十三条の工業技術指導センターの事項中「工業技術指導センター」を「技術支援センター」に改め、同事項第二号中「工業技術開発の派遣指導」を「工業技術情報の収集及び提供」に改め、同事項に次の二号を加える。

三 技術広報に関すること。

四 工業技術開発に対する職員の派遣に関すること。

第百六十四条第一項の企画課の事項中「企画課」を「企画調整課」に改め、同事項第一号中「試験研究」を「試験及び研究」に改め、同事項第二号から第四号までを削り、同条第二項中「化学技術部」を「情報システム部」に改め、同項の高分子応用科の事項中「高分子応用科」を「情報通信科」に改め、同事項第一号中「高分子材料の特性及び利用」を「情報技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「複合材料の特性及び利用」を「通信技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 マルチメディア技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十四条第二項の無機化学科の事項中「無機化学科」を「電子システム科」に改め、同事項第一号中「無機化学の応用技術」を「電子回路設計技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「無機化学材料の利用」を「電子デバイスの利用技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 電子機器の評価技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十四条第二項の分析技術科の事項中「分析技術科」を「計測情報科」に改め、同事項第一号中「工業分析」を「センサ利用技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「工業分析技術の応用」を「計測情報処理技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 計測システムの開発に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十四条第二項の製品開発科の事項中「製品開発科」を「機械システム科」に改め、同事項第一号中「セラミックス技術」を「機械設計及び機械要素」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「セラミックス原材料の利用」を「機械システムの制御技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 メカトロニクスに関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十四条第二項ガラス工芸科の事項を削り、同条第三項中「機械金属部」を「環境エネルギー部」に改め、同項の機械科の事項中「機械科」を「エネルギー技術科」に、「機械の設計技術」を「新エネルギーの開発及び有効利用」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の二号を加える。

二 省エネルギーの導入技術及びエネルギーの利用技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

三 利雪克雪技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十四条第三項の生産管理科の事項中「生産管理科」を「環境システム科」に改め、同事項第一号中「生産管理」を「環境調和型製造プロセス」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「生産システム」を「廃棄物の処理及び再資源化」に、「指導」を「技術支援」に改め、「行つこと」の下に「（他科の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項に次の一号を加える。

三 環境汚濁防止技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十四条第三項の金属加工科の事項中「金属加工科」を「生物資源応用科」に改め、同事項第一号中「金属の表面処理及び製造技術」を「有機系廃棄物処理」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「その他の金属加工技術」を「水処理技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 微生物の応用による廃棄物の処理及び再資源化に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第百六十四条第三項の機械材料科の事項中「機械材料科」を「分析応用科」に改め、同事項第一号中「機械材料の性能評価」を「化学分析技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「機械材料の利用技術」を「環境の保全技術及び再資源化技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同条第四項中「資源エネルギー部」を「材料技術部」に改め、同項のエネルギー技術科の事項中「エネルギー技術科」を「高分子材料科」に改め、同事項

平成十四年四月一日 月 曜 日

第一号中「地域の特性を生かしたエネルギーの開発」を「高分子材料の特性評価及び利用技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「地域の特性を生かしたエネルギーの利用」を「高分子材料の成形加工技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 高分子材料の再資源化技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第六百六十四条第四項の省資源プロセス科の事項中「省資源プロセス科」を「材料化学科」に改め、同事項第一号中「資源の利用技術」を「材料の合成、改質及び複合化技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「廃棄物の有効利用」を「材料の機能特性評価及び利用技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 無機系材料の再資源化技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第六百六十四条第四項に次の三事項を加える。

セラミックス技術科
一 セラミックス及びガラスの製造技術並びに評価技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

二 セラミックス原料及びガラス原料の利用技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

三 機能性セラミックスの開発に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

金属材料科

一 高品質材料及び高機能材料の開発及び有効利用に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

二 鑄造及び焼結による複合化に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

三 材料の特性評価技術及び非破壊検査技術の開発に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

精密加工科

一 精密特殊加工技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

二 電子部品実装技術及び環境適応型表面処理技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

三 高機能性表界面の形成技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第六百六十四条第五項中「電子応用部」を「製品技術部」に改め、同項の電子制御科の事項中「電子制御科」を「デザイン開発科」に改め、同事項第一号中「応用計測技術」を「デザイン開発」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号を削り、同項のシステム技術科の事項中「システム技術科」を「人間情報応用科」に改め、同事項第一号中「電子システム技術」を「人間情報計測処理技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項第二号中「メカトロニクス技術」を「製品評価技術」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 製品開発に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。
第六百六十四条第五項の情報通信科の事項中「情報通信科」を「生産システム科」に、「情報通信技術」を「生産管理」に、「指導」を「技術支援」に改め、同事項に次の一号を加える。

二 生産設備に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第六百六十四条第五項に次の一事項を加える。

製造技術科

一 工業製品の加工技術及び成形技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

二 製造工程の自動化技術に関する試験、研究及び技術支援を行うこと。

第六百六十四条第六項を次のように改める。

6 技術支援センター各課（科）の分掌事務は、次のとおりとする。

技術支援課

一 工業技術の相談、指導及び普及の企画並びに総合調整に関すること。

二 試験及び分析の受託並びに設備の使用に関すること。

三 工業技術情報の収集及び提供に関すること。

四 技術広報に関すること。

研究支援第一科

情報通信関連分野、エレクトロニクス応用分野及びシステム化分野の技術開発に対する職員の派遣並びにこれに伴う試験及び研究に関すること。

研究支援第二科

環境関連分野及びエネルギー利用分野の技術開発に対する職員の派遣並びにこれに伴う試験及び研究に関すること。

研究支援第三科

材料分野の技術開発に対する職員の派遣並びにこれに伴う試験及び研究に関すること。

研究支援第四科

工業製品の製造開発分野の技術開発に対する職員の派遣並びにこれに伴う試験及び研究に関すること。

第六百六十四条第七項を削る。

第三章第八節第一款の款名を次のように改める。

第一款 森づくりセンター

第二百一条第一項中「北海道有林野」を「森林の総合利用の推進、林業普及指導業務及び北海道有林野」に、「管理経営」を「整備管理」に、「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改め、同条第二項中「道有林管理センターの」を「森づくりセンターの」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十四年四月一日 月曜日

名 称	位 置	所 轄 区 域
北海道石狩森づくりセンタ	石狩郡当別町	札幌市 千歳市 恵庭市 北広島市 江別市 石狩市 石狩郡 厚田郡 浜益郡
北海道渡島東部森づくりセンタ	函 館 市	函館市 上磯郡上磯町 亀田郡 茅部郡 山越郡
北海道渡島西部森づくりセンタ	松前郡松前町	松前郡 上磯郡（上磯町を除く。）
北海道檜山森づくりセンタ	檜山郡江差町	檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡
北海道後志森づくりセンタ	虻田郡倶知安町	小樽市 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡（豊浦町、虻田町及び洞爺村を除く。） 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡
北海道空知森づくりセンタ	岩見沢市	岩見沢市 夕張市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 空知郡（上富良野町、中富良野町及び南富良野町を除く。） 夕張郡 樺戸郡 雨竜郡
北海道上川南部森づくりセンタ	旭 川 市	旭川市 富良野市 上川郡（和寒町、剣淵町、朝日町、風連町、下川町、新得町及び清水町を除く。） 空知郡上富良野町、中富良野町及び南富良野町 勇払郡 占冠村
北海道上川北部森づくりセンタ	中川郡美深町	士別市 名寄市 上川郡和寒町、剣淵町、朝日町、風連町及び下川町 中川郡美深町、音威子府村及び中川町
北海道留萌森づくりセンタ	留 萌 市	留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡（豊富町を除く。）
北海道宗谷森づくりセンタ	枝幸郡浜頓別町	稚内市 宗谷郡 枝幸郡 天塩郡豊富町 礼文郡 利尻郡
北海道網走東部森づくりセンタ	北 見 市	北見市 網走市 網走郡 斜里郡 常呂郡

北海道網走西部森づくりセンタ	紋別郡興部町	紋別市 紋別郡
北海道胆振森づくりセンタ	苫 小 牧 市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 虻田郡豊浦町、虻田町及び洞爺村 有珠郡 白老郡 勇払郡（占冠村を除く。）
北海道日高森づくりセンタ	浦河郡浦河町	沙流郡 新冠郡 静内郡 三石郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡
北海道十勝森づくりセンタ	十勝郡浦幌町	帯広市 河東郡 上川郡新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町 足寄郡 十勝郡
北海道釧路森づくりセンタ	厚岸郡厚岸町	釧路市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡
北海道根室森づくりセンタ	野付郡別海町	根室市 野付郡 標津郡 目梨郡

第二百一条に次の一項を加える。

3 次の表の上欄に掲げる森づくりセンタは、同表の中欄に掲げる森づくりセンタが所轄する区域のうち、同表の下欄に掲げる所轄区域の道有林野の整備管理について所管する。

名 称	名 称	所 轄 区 域
北海道渡島東部森づくりセンタ	北海道檜山森づくりセンタ	山越郡長万部町
北海道渡島西部森づくりセンタ	北海道檜山森づくりセンタ	檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡
北海道渡島東部森づくりセンタ	北海道檜山森づくりセンタ	瀬棚郡
北海道後志森づくりセンタ	北海道胆振森づくりセンタ	伊達市 虻田郡豊浦町、虻田町及び洞爺村 有珠郡

平成十四年四月一日 月曜日

北海道空知森づくりセンター	北海道石狩森づくりセンター	札幌市 北広島市 江別市 石狩市 石狩郡 厚田郡 浜益郡
北海道上川北部森づくりセンター	北海道留萌森づくりセンター	天塩郡天塩町及び幌延町
北海道留萌森づくりセンター	北海道宗谷森づくりセンター	稚内市 宗谷郡 枝幸郡 天塩郡豊富町
北海道胆振森づくりセンター	北海道宗谷森づくりセンター	礼文郡 利尻郡
北海道胆振森づくりセンター	北海道石狩森づくりセンター	千歳市 恵庭市
北海道十勝森づくりセンター	北海道空知森づくりセンター	夕張市 夕張郡
北海道釧路森づくりセンター	北海道釧路森づくりセンター	白糠郡
北海道釧路森づくりセンター	北海道根室森づくりセンター	根室市 野付郡 標津郡 目梨郡

第二百二条中、「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改め、同条中第七号を第八号とし、同条第六号中「育種」を「林木育種」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を削り、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 一 森林の総合利用の推進に関すること。
 - 二 森林及び林業に関する技術及び知識についての普及に関すること。
 - 三 一般民有林の施業についての指導に関すること。
- 第二百二条に次の一項を加える。
- 2 石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターは、前項の規定にかかわらず、次の事務を所掌する。

- 一 森林の総合利用の推進に関すること。
 - 二 森林及び林業に関する技術及び知識についての普及に関すること。
 - 三 一般民有林の施業についての指導に関すること。
- 第二百三条を次のように改める。

(内部組織)

第二百三条 森づくりセンター（石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）に管理課、普及課及び森林整備課を置く。

第二百四条第一項の総務課の事項中「総務課」を「管理課」に改め、同事項第一号中「センター」を「森づくりセンター」に改め、同事項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 森林の総合利用の推進に関すること。

第二百四条第一項の総務課の事項中第七号を第六号とし、同項の経営課の事項中「経営課」を「普及課」に改め、同事項第一号中「道有林野事業の経営計画」を「森林及び林業に関する技術及び知識についての普及指導」に改め、同事項第二号中「林野産物の収穫及び販売」を「一般民有林の施業についての指導」に改め、同事項第三号中「林野産物の製品の生産及び販売」を「普及指導の対象者の組織化」に改め、同事項第四号中「林地の利用に係る調整」を「普及指導の対象者の実態及び要請等の各種情報の収集整理」に改め、同事項中第五号を削り、同項の業務課の事項中「業務課」を「森林整備課」に改め、同事項中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同事項第二号中「育種」を「林木育種」に改め、同号を同事項第五号とし、同事項中第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 一 道有林野事業の整備管理に関すること。
- 二 林野産物の売払いに関すること。
- 三 林地の利用に係る調整に関すること。

第二百四条第二項を削る。

第二百五条中、「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に、「林務署」を「事務所」に改める。

第二百六条第一項中「林務署の」を「事務所の」に改め、同項の表を次のように改める。

名	称	位 置	担 当 区 域
檜山森づくりセンター北檜山事務所	町	瀬棚郡北檜山	久遠郡 瀬棚郡
空知森づくりセンター砂川事務所	砂川市	市	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 空知郡奈井江町及び上砂川町 樺戸郡（月形町を除く。） 雨竜

上川南部森づくりセンター 富良野事務所	富良野市	富良野市 空知郡上富良野町、中富良野町及び南富良野町 勇払郡占冠村
留萌森づくりセンター天塩事務所	天塩郡天塩町	苫前郡初山別村 天塩郡（豊富町を除く。）
網走西部森づくりセンター遠軽事務所	紋別郡遠軽町	紋別郡生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町及び湧別町
胆振森づくりセンター豊浦事務所	虻田郡豊浦町	室蘭市 登別市 伊達市 虻田郡豊浦町、虻田町及び洞爺村 有珠郡
日高森づくりセンター平取事務所	沙流郡平取町	沙流郡
十勝森づくりセンター足寄事務所	足寄郡足寄町	河東郡士幌町及び上士幌町 中川郡本別町 足寄郡
十勝森づくりセンター大樹事務所	広尾郡大樹町	河西郡更別村 広尾郡
釧路森づくりセンター音別事務所	白糠郡音別町	阿寒郡 白糠郡

第二百六条第二項中「林務署」を「事務所」に改め、同項第一号中「道有林野の管理保護」を「森林及び林業に関する技術及び知識についての普及指導」に改め、同項第二号中「林野産物の収穫等」を「一般民有林の施業についての指導」に改め、同項第三号中「造林等」を「普及指導の対象者の実態及び要請等の各種情報の収集整理」に改め、同条第三項を削る。

第二百七条を次のように改める。

第二百七条 削除

第二百四十七条中「、ダム建設事務所及び流域下水道事務所」を「及びダム建設事務所」に改める。

第二百四十八条中第五項を第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 ダム整備室の分掌事務は、第四項の出張所の分掌事務のうち上ノ国ダムに係る建設工事の実施に関する事務とする。

第二百四十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし第二項の次に次の一項を加える。

3 函館土木現業所江差出張所にダム整備室を置く。

第二百五十条第一項の表函館土木現業所上ノ国ダム建設事務所の項を削る。
第二百五十一条及び第二百五十二条を次のように改める。
第二百五十一条及び第二百五十二条 削除
第三章第九節第二款の款名を次のように改める。

第二款 北方建築総合研究所

第二百五十三条中「北海道立寒地住宅都市研究所条例」を「北海道立北方建築総合研究所条例」に、「寒地住宅都市研究所の」を「北方建築総合研究所の」に改め、同条の表中「北海道立寒地住宅都市研究所」を「北海道立北方建築総合研究所」に、「札幌市」を「旭川市」に改める。

第二百五十四条中「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に改め、同条第一号中「住宅及び都市の計画及び整備」を「建築及びまちづくり」に改め、同条第二号中「建築技術」を「建築及びまちづくり」に改め、「調査」の下に「の成果の普及」を加え、同条第三号中「住宅及び都市の計画及び整備並びに建築技術に関する研究及び調査の成果の普及」を「建築及びまちづくりに関する支援」に改め、同条第四号中「住宅及び都市の計画及び整備並びに建築技術」を「建築及びまちづくり」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八条の二十六第三項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価（以下この款において「性能評価」という。）を行うこと。

第二百五十五条中「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に、「（科）を」「（室・科）を」に改め、同条の表中「課（科）」を「課（室・科）」に改め、同表総務部の項中「総務部」を「企画総務部」に、「企画情報課」を「企画指導室」に改め、同表居住科学部の項中「都市生活科」を「都市生活科 人間科学科」に改め、同表環境科学部の項中「都市防災科」を「都市防災科 安全科学科」に改め、同表生産技術部の項中「構法開発科 材料開発科」を「生産システム科 技術材料開発科」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、企画総務部企画指導室に企画調査科及び指導支援科を置く。
第二百五十六条の総務部の事項中「総務部」を「企画総務部」に改め、同事項第一号中「所務一般」の下に「並びに研究及び調査」を加え、同事項第二号及び第三号を次のように改める。

二 研究及び調査の成果の普及並びに技術相談を行うこと。
三 研究開発等の支援及び技術指導を行うこと。

第二百五十六条の総務部の事項第四号中「住宅及び都市の計画及び整備並びに建築技術に関する研究及び調査の成果の普及及び指導」を「性能評価」に改め、同条の居住科学部の事項第一号中「住宅の計画及び住生活の向上」を「住宅及び建築の計画並びに住宅の供給及び

平成十四年四月一日 月 曜 日

二二

整備」に改め、同事項第二号中「都市施設及び都市生活の向上」を、「環境及び整備並びにまちづくり」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 人の感覚及び動作に適合した建築空間に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第二百五十六条の環境科学部の事項第一号中「住宅及び都市施設の居住環境の向上並びに建築設備」を「建築環境並びに建築及び都市のエネルギーの有効利用」に改め、同事項第二号中「住宅及び都市施設の防災及び雪対策」を「建築及び地域の防災並びに都市及び建築物の防雪等」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 建築物の防火、室内安全及び室内空気質対策に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第二百五十六条の生産技術部の事項第一号中「住宅及び都市施設の構法の開発及び構造」を「建築生産システム」に改め、「試験」を削り、同事項第二号中「住宅及び都市施設の材料の開発及び施工」を「建築構造及び建築構法」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 建築施工、建築材料及び部材並びに建築物の診断及び改修に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第二百五十六条の次に次の一条を加える。

(企画指導室の分掌事務)

第二百五十六条の二 企画総務部企画指導室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 研究及び調査の企画及び総合調整を行うこと。

二 研究及び調査の成果の普及並びに研究及び調査の成果に関する指導を行うこと。

三 研究開発等の支援及び技術相談を行うこと。

四 性能評価を行うこと。

五 依頼試験、実験室等の使用の調整を行うこと。

第二百五十七条第一項中「総務部各課」を「企画総務部総務課」に改め、同項の総務課の事項第三号中「課」を「室」に改め、同項の企画情報課の事項を削り、同条第四項の構法開発科の事項中「構法開発科」を「生産システム科」に改め、同事項第一号中「住宅及び都市施設の構法の開発」を「建築生産システム」に改め、「試験」を削り、同事項第二号中「住宅及び都市施設の構造」を「建築構造」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 建築構法に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第二百五十七条第四項の材料開発科の事項中「材料開発科」を「技術材料開発科」に改め、同事項第一号中「住宅及び都市施設の材料の開発」を「建築施工」に改め、同事項第二号中「住宅及び都市施設の施工」を「建築材料及び部材」に改め、同事項に次の一号を加える。

三 建築物の診断及び改修に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第二百五十七条中第四項を第五項とし、同条第三項の居住環境科の事項第一号中「住宅及び都市施設の居住環境の向上」を「建築環境」に改め、同事項第二号中「住宅及び都市施設

の空調又は衛生設備」を「建築及び都市のエネルギーの有効利用」に改め、同事項第三号中「住宅及び都市施設のエネルギーの有効利用」を「建築物の風雨対策」に改め、同項の都市防災科の事項第一号中「住宅及び都市施設の防災対策」を「建築及び地域の防災」に改め、同事項第二号中「住宅及び都市施設の雪対策」を「都市及び建築物の防雪」に改め、同事項中第三号を削り、同項に次の一事項を加える。

安全科学科

一 建築物の防火に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

二 建築物の室内安全に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

三 建築物の室内空気質対策に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第二百五十七条中第三項を第四項とし、同条第二項の住生活科の事項第一号中「住宅」の下に「及び建築」を加え、同事項第二号中「住生活の向上」を「住宅の供給及び整備」に改め、同事項第三号を削り、同項の都市生活科の事項第一号中「計画」の下に「及びまちづくり」を加え、同事項第二号中「都市施設」を「都市の環境及び整備」に改め、同事項中第三号を削り、同項に次の一事項を加える。

人間科学科

人の感覚及び動作に適合した建築空間に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第二百五十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

企画調査科

一 研究及び調査の企画及び総合調整を行うこと。

二 性能評価を行うこと。

三 依頼試験、実験室等の使用の調整を行うこと。

四 研究交流に関すること。

指導支援科

一 研究成果の普及、啓発及び研究業務の公表を行うこと。

二 技術指導及び相談業務を行うこと。

三 各種情報、図書及び文献の収集、管理及び提供を行うこと。

四 図書室、情報処理室、各種展示物等の管理運営を行うこと。

第二百五十七条の二第二項の表北海道江別食肉衛生検査所の項を削る。

第二百七十五条の三第一項中「施設課」を「管財課」に、「及び病院課を置くとともに、総務課に会計室、病院課に相談室及び物流管理センター」を「病院課 医事・相談課及び業務課」に改め、同項の総務課の事項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同項の施設課の事項中「施設課」を「管財課」に改め、同事項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 物品に関すること(病院課の主管に属するものを除く。)。

第二百七十五条の三第一項病院課の事項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号を削り、第十二号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 物品に関すること。

第二百七十五条の三第一項病院課の事項第十三号を削る。

第二百七十五条の三第一項に次の二事項を加える。

医事・相談課

一 診療の受付に関すること。

二 患者の入退院に関すること。

三 各種保険給付の取扱いに関すること。

四 診察料及び文書料の徴収に関すること。

五 医療社会事業に関すること。

業務課

医療材料及び医療機器に関すること（他部課等の主管に属するものを除く。）。

第二百七十五条の三第二項から第四項までを削る。

第二百七十七条の三第二項の看護部の事項第二号中「看護婦及び看護人」を「看護部職員」に改め、同事項第七号中「看護婦宿舎」を「看護師宿舎」に改める。

第二百七十九条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 自治政策研修センターの課

第二百七十九条第一項第四十号中「課の室及び物流管理センター」を削り、同号を同項第四十一号とし、同項中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、同項第三十七号中「寒地住宅都市研究所の総務部」を「北方建築総合研究所の企画総務部」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号中「ダム建設事務所及び流域下水道事務所」を「及びダム建設事務所」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十九号中「道有林管理センターの課並びに林務署」を「森づくりセンター及び森づくりセンター」に改め、同号を同項第三十号とし、同項中第二十号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号を削り、第十八号を第二十号とし、第十五号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の前に次の一号を加える。

十六 児童相談所の課

第二百七十九条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「総務部の課」を「企画総務部の課及び室」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 女性相談援助センターの課
第二百七十九条の三の表に次のように加える。

北海道精神医療審査会	精神保健福祉センター庶務課
北海道地方競馬運営委員会	競馬事務所企画課

第二百九十一条第四項第一号中「事務局次長」の下に「事務局病院事務長」を加え、「副部長（吏員をもつて充てる者）」を「副部長（吏員をもつて充てるもの）」に改め、「会計室長、相談室長、物流管理センター所長」を削り、「看護長、看護婦長、副看護長、副看護婦長」を「看護師長、副看護師長」に改める。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号の表中「苫前郡苫前町」を「苫前郡苫前町 初山別村」に改め、同号を別表第一第五号とし、同表中第七号を第六号とし、第八号を削る。

別表第八総務部の部の次に次のように加える。

総合企画部	危機総括	上司の命を受け、危機管理に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
監		

別表第八総務部の部総務課の項を次のように改める。

総務課	守衛長	上司の命を受け、守衛を指揮して庁内の警備及び保全に関する業務に従事する。
	車庫長	上司の命を受け、運転技術員を指揮して庁用自動車の運転及び保全に関する業務に従事する。
	電話交換長	上司の命を受け、電話交換手を指揮して電話の交換に関する業務に従事する。

別表第八総務部の部総務課通信管理室の項を削り、同表保健福祉部の部保健予防課の項中「精神医療」を「精神保健福祉」に改め、同表水産林務部の部を次のように改める。

水産林務部	森林環境 室森林活用課	首席林業 専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
		総括林業 専門技術	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の

平成十四年四月一日

月曜日

二四

企 画 調 整 課				
員	主任林業 専門技術 員	林業専門 技術員	首席水産 業専門技 術員	主任水産 業専門技 術員
指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事し、及び当該担任の事務に従事する。	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事する。	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事し、及び当該担任の事務に従事する。

別表第八その二総務部道庁周辺地区整備室の項及び総合企画部経済企画室の項を削り、同表総合企画部交通企画室の項第一号中、「国際エアカー」を「新千歳空港の国際拠点空港化」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表環境生活部男女平等参画推進室の項に次の三号を加える。

- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
 - 四 要保護女子の保護更正に関すること。
 - 五 女性相談援助センターに関すること。
- 別表第八その二経済部企業立地推進室の項を次のように改める。

経 済 部	次に掲げる事務
産業政策推進室	一 経済構造改革の推進に関すること。 二 新たな産業の創造に関すること。 三 基幹産業の構造改革に関すること。

別表第八その二経済部石炭対策室の項を削り、同表農政部農業企画室の項の次に次のよう

に加える。

農 政 部	次に掲げる事務
道産食品安全室	一 農産物の流通に係る総合調整に関すること。 二 農産物の販路拡大に関すること。 三 農業ビジネスに関すること。 四 農業生産資材に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 五 農業に係る環境保全に関すること。 六 クリーン農業に関すること。 七 道産食品の安全確保に関すること。

別表第八その二水産林務部道有林管理室の項を削り、同表総務部総務課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同表総務部法制文書課の項中第三号を削り、同表総務部税務課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の二号を加える。

三 道税に係る不服申立てに関すること。

四 政策税制に関すること。

別表第八その二総務部税務課の項の次に次のように加える。

総 合 企 画 部	第3次北海道長期総合計画実施計画（後期）に関する事務
政策推進評価課	

別表第八その二総合企画部地域振興室地域政策課の項中、「地域生活経済圏の形成」を、「地域振興に係る特定課題及びアウトドア活動の振興」に改め、同表総合企画部情報政策課の項を削り、同表環境生活部環境室環境政策課の項の次に次のように加える。

環 境 生 活 部	循環型社会の形成に関する事務（他部課の主管に属するものを除く。）
環境政策課	

別表第八その二環境生活部環境室自然環境課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同表環境生活部総務課の項第二号中、「ウタリ福祉対策」を「アイヌ生活向上推進方策」に改め、同表経済部企業立地推進室苫東開発課の項を削り、同表経済部総務課の項の次に次のように加える。

経 済 部	次に掲げる事務
資源エネルギー課	一 石炭鉱業の安定対策の総合企画及び推進に関すること。 二 産炭地域の振興対策に関すること。

経済部 産業立地課	次に掲げる事務 一 苫小牧東部地域における産業・技術交流拠点の形成に関すること。 二 石狩湾新港地域における産業拠点の形成に関すること。
経済部 産業振興課	次に掲げる事務 一 製造業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 二 産業等の環境対策に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 三 産業技術の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 四 工業試験場に関すること。

別表第八その二経済部観光振興課の項を次のように改める。

経済部 観光振興課	観光プロモーションの推進に関する事務
--------------	--------------------

別表第八その二農政部流通対策課の項を削り、同表農政部酪農畜産課の項の次に次のように加える。

水産林務部 森林環境室 森林活用課	次に掲げる事務 一 林業の普及指導に関すること。 二 林業及び林産に係る試験研究等の調整に関すること。 三 林産試験場及び林業試験場に関すること。
-------------------------	--

別表第八その二水産林務部企画調整課の項第一号中「水産、林業及び林産に係る」を「水産林務部の」に改め、「関すること」の下に、「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 水産試験場、栽培漁業総合センター、水産孵化場及び漁業研修所に関すること。
別表第八その二水産林務部漁業管理課の項の次に次のように加える。

水産林務部 資源管理課	漁業資源の回復に関する事務
----------------	---------------

別表第九課の項の次に次のように加える。

課（係を置かない課に限る。）	主幹	課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
----------------	----	-----------------------------------

別表第九経済部職業能力開発課の項中「職業能力開発課」を「人材育成課」に改める。
別表第十の（一）の表出先機関の項中「地域農業改良普及センター」の下に「、森づくりセンター」を加え、「、道有林管理センターにあつては署長」を削り、同表東京事務所の課の項、大阪事務所の項、企業誘致東京事務所の項及び自治政策研修センターの項を削り、同表自治政策研修センターの室の項を次のように改める。

自治政策研修センターの室		
主幹	参事	教授
上司の命を受け、室の主管に属する特定の事務に従事する。	上司の命を受け、特定の事務に従事し、及び関係事務を整理する。	上司の命を受け、研修を受けるため入所する者の教授及び指導に従事し、並びに調査研究に従事する。

別表第十の（一）の表消防学校の項の次に次のように加える。

衛生研究所	感染症センター長	所長等の命を受け、感染症センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------	----------	---------------------------------------

別表第十の（一）の表児童相談所の項地域活動福祉司の事項を削り、同表身体障害者リハビリテーションセンターの項中「看護婦長」を「看護師長」に、「看護婦又は看護士」を「看護師」に改め、同表肢体不自由児施設道立病院小児総合保健センター道立精神病院の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に、「看護婦又は看護士」を「看護師」に改め、同表道立精神病院の項を削り、同表工業試験場の工業技術指導センター中央農業試験場の企画情報技術センター林業試験場の緑化樹センターの項中「工業技術指導センター」を「技術支援センター」に改める。

別表第十一の（一）の表中

大阪事務所
企業誘致東京事務所
を「大阪事務所」に、

寒地住宅都市
研究所
を「北方建築総合研究所」に、

病害虫防除所
を「病害虫防除所森づくりセンター」に改め、同表工業試験場の工業技術指導セン

平成十四年四月一日 月 曜 日

ター林業試験場の緑化樹センターの項中「工業技術指導センター」を「技術支援センター」に改め、同項の次に次のように加える。

自治政策研修センターの室	主任教授
上司の命を受け、教授を統轄し、教授の行う教授内容等を調整し、研修を受けるため入所する者の教授及び指導に従事し、並びに調査研究に従事する。	

別表第十一の(一)の表中

東京事務所	を	東京事務所 衛生学院の総務課	に改め、同表中
-------	---	-------------------	---------

保健所	医療参事	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に関する指導等の事務に従事する。
-----	------	-----------------------------------

を

保健所	医療参事	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に関する指導等の事務に従事する。
畜産試験場	研究参事	上司の命を受け、畜産の試験研究に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
北方建築総合研究所	総括研究監	上司の命を受け、試験研究機関との連絡、専門事項の調査研究等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。

に改める。

別表第十一の(一)の表自治政策研修センターの項を次のように改める。

自治政策研修センターの課	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。
--------------	------	-------------------

別表第十一の(一)の表中

支庁の農業振興部の耕地課	を	支庁の農業振興部の整備課	に、
--------------	---	--------------	----

を 衛生学院の課 に改め、同表道立病院の項中「副総看護婦

長」を「副総看護師長」に、「総看護婦長を」を「総看護師長を」に改め、同項の次に次のように加える。

東京事務所	主 幹	課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
-------	-----	-----------------------------------

別表第十一の(一)の表中

東京事務所 保健所	を	保健所	に改め、同表土木現
--------------	---	-----	-----------

業所の事業部の事業第二課の項の次に次のように加える。

大阪事務所	主 幹	上司の命を受け、所の所定の事務に従事する。
-------	-----	-----------------------

別表第十一の(一)の表道立病院の課の項の次に次のように加える。

森づくりセンターの管理課	主 幹	上司の命を受け、森林の総合利用の推進に関する事務に従事する。
--------------	-----	--------------------------------

別表第十一の(一)の表中

自治政策研修センターの室	サハリン事務所の室	中央児童相談所の室
--------------	-----------	-----------

を

自治政策研修センターの室	及び室の課	サハリン事務所	環境科学研究センターの部	の課	苫小牧地方環境監視センター	開拓記念館の部	女性相談援助センターの課	中央児童相談所の室	児童相談所の課
--------------	-------	---------	--------------	----	---------------	---------	--------------	-----------	---------

に、

「衛生研究所の部の課」を「衛生研究所の部の課及び室」に、

「名古屋事務所企業誘致東京事務所」を「名古屋事務所」に、

「道有林管理センターの課」を「森づくりセンターの課」に改め、同表中文書館の項を次のように改める。

文書館	
主任文書専門員	上司の命を受け、文書等の調査研究及び利用普及に係る企画調整等に関する事務に従事する。同時に、当該担任の事務の連絡調整に当たる。
文書専門員	上司の命を受け、文書等の調査研究及び利用普及に係る企画調整等に関する事務に従事する。

別表第十一の(一)の表中支庁の農業振興部の農業農村整備事業を担当する課の項計画専門員の事項を削り、同表中

心身障害者総合相談所 身体障害者リハビリテーションセンター	を	心身障害者総合相談所 身体障害者リハビリテーションセンター もなみ学園 児童相談所
に改め、同表肢体不自由児施設小児総合保健		

センター道立病院道立精神病院の項中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表道立病院道立精神病院の項中

看護長	上司の命を受け、看護業務を処理する。
栄養指導科長	上司の命を受け、担任の栄養指導業務に従事する。

を

「栄養指導科長」上司の命を受け、担任の栄養指導業務に従事する。

に改め、同項の次に次の

ように加える。

小児総合保健センター	栄養科長	上司の命を受け、担任の栄養指導業務に従事する。
------------	------	-------------------------

別表第十一の(一)の表中

「地域農業改良普及センター」を「森づくりセンターの普及課地域農業改良普及センター」に改める。

別表第十一の(二)の表中

土木現業所の出張所	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
保健所の支所	主任	上司の命を受け、所の主管に属する特定の事務に従事する。
保健所の支所	保健指導専門員	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に係る企画調整等に関する事務に従事する。

土木現業所の出張所	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	主任	上司の命を受け、所の主管に属する特定の事務に従事する。

支庁の林業指導事務所	支庁の水産技術普及指導所	を	支庁の水産技術普及指導所
支庁の道税事務所の課	森づくりセンターの事務所	に改める。	支庁の道税事務所の課

支庁の道税事務所の課

森づくりセンターの事務所

に改める。

平成十四年四月一日 月 曜 日

別表第十三中

事務局		事務局長	
事務	事務局長	学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	
	病院事務長	学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。事務局長を補佐し、附属病院の事務を整理する。	

看護長
看護婦長
を
看護師長
に、

施設課		病院課	総務課
電話交換長	暖房長	調理長	守衛長
上司の命を受け、電話交換手を指揮して電話の交換に関する業務に従事する。	上司の命を受け、ボイラー技士を指揮して汽缶の操作管理及び修理に関する業務に従事する。	上司の命を受け、調理員を指揮して患者給食の調理に関する業務に従事する。	上司の命を受け、守衛を指揮して庁内の整理及び保全に関する業務に従事する。
			物流管理センター所長
			上司の命を受け、物流管理センターの事務を掌理する。
			相談室長
			上司の命を受け、相談室の事務を掌理する。
			会計室長
			上司の命を受け、会計室の事務を掌理する。

を

に、を

別表第十四中

管財課		病院課	
管財	暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士を指揮して汽缶の操作管理及び修理に関する業務に従事する。	
	電話交換長	上司の命を受け、電話交換手を指揮して電話の交換に関する業務に従事する。	
病院	守衛長	上司の命を受け、守衛を指揮して庁内の整理及び保全に関する業務に従事する。	
	調理長	上司の命を受け、調理員を指揮して患者給食の調理に関する業務に従事する。	

に改める。

事務局
事務局次長
事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。

を

事務局
事務局次長
事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
事務局参事
上司の命を受け、附属病院の経営管理に関する事務に従事する
事務局主幹
上司の命を受け、事務局の主管に属する特定の事務に従事する。

に、

課
課長補佐
課長を補佐し、課の事務を整理する。
主幹
上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事する。
物流管理センター
物流管理センター主幹
上司の命を受け、物流管理センターの主管に属する特定の事務に従事する。

を

平成十四年四月一日 月曜日

課		課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。
主 幹		上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事する。	
副看護長 副看護婦 長		を 副看護師 長	に、
総務課	室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理する。	
病院課	守衛副長	守衛長を補佐し、担任の業務に従事する。	
	調理副長	調理長を補佐し、担任の業務に従事する。	
施設課	暖房副長	暖房長を補佐し、担任の業務に従事する。	を
管財課	暖房副長	暖房長を補佐し、担任の業務に従事する。	
病院課	守衛副長	守衛長を補佐し、担任の業務に従事する。	に改める。
	調理副長	調理長を補佐し、担任の業務に従事する。	
別表第十五の(一)の表中		主任保健士 主任保健婦	を、 主任保健師 に、
主任助産婦		主任助産師	に、
主任看護士 主任看護婦 主任准看護士 主任准看護婦		主任看護師 主任准看護師	に改める。

別表第十五の(二)の表中		保健婦 保健士 助産婦 看護婦 看護士 准看護婦 准看護士	を 保健士 助産師 看護師 看護士	に改める。
附 則				
(施行期日)				
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の表の改正規定(「北海道林業振興審議会」を「北海道森林づくり審議会」に改める部分に限る。)は、平成十四年七月一日から施行する。				
(経過措置)				
2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる本庁の室、課又は課の室及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、当該下欄に掲げる本庁の室、課又は課の室及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。				
総務部道庁周辺地区整備室管理課(施設整備の企画調整に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。)	総務部管財課			
総務部道庁周辺地区整備室(施設整備の建築に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。)	総務部管財課			
総務部総務課通信管理室(電話交換業務を処理すべきこととされている者に限る。)	総務部総務課			
総務部総務課通信管理室(電話交換業務を処理すべきこととされている者を除く。)	総合企画部Ⅰ推進室情報基盤課			
総合企画部経済企画室統計課	総合企画部統計課			
総合企画部経済企画室(参事の職務に係る者(北海道職員等の分限に関する条例(昭和二十七年北海道条例第六十号)第一条の二第三号の規定により休職している者を除く。)(に限る。)	総合企画部経済調査課			

平成十四年四月一日 月曜日

総合企画部経済企画室（北海道職員等の分限に関する条例第一条の二三号の規定により休職している者に限る。）	経済部産業政策推進室
総合企画部情報政策課（ネットワーク推進情報システム及び情報基盤に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合企画部Ⅰ推進室情報基盤課
総合企画部情報政策課（ネットワーク推進情報システム及び情報基盤に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合企画部Ⅰ推進室情報政策課
環境生活部環境室自然環境課みどり対策室	水産林務部森林環境室森林活用課
経済部企業立地推進室企業誘致課	経済部産業立地課
経済部企業立地推進室苦東開発課	経済部産業立地課
経済部企業立地推進室（参事の職務に係る者に限る。）	経済部産業立地課
経済部石炭対策室	経済部資源エネルギー課石炭対策室
農政部流通対策課	農政部道産食品安全室
水産林務部道有林管理室経営管理課（道有林野の整備管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部森林環境室道有林課
水産林務部道有林管理室経営管理課（道有林野の整備管理に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	水産林務部森林環境室森林活用課
水産林務部道有林管理室（参事の職務に係る者に限る。）	水産林務部森林環境室道有林課
水産林務部企画調整課研究普及室	水産林務部企画調整課
水産林務部林業振興課（林業改良指導員の指導等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部森林環境室森林活用課
水産林務部森林整備課（森林利用及び緑化推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部森林環境室森林活用課

東京事務所行政第一課	東京事務所行政課
東京事務所行政第二課	東京事務所行政課
衛生研究所総務部	衛生研究所企画総務部
衛生研究所総務部企画情報課	衛生研究所企画総務部企画情報室
衛生研究所疫学部細菌科	衛生研究所感染症センター微生物部細菌科
衛生研究所疫学部ウイルス科	衛生研究所感染症センター微生物部ウイルス科
衛生研究所食品科学部食品化学科	衛生研究所食品薬品部食品科学科
衛生研究所食品科学部食品微生物科	衛生研究所感染症センター微生物部食品微生物科
衛生研究所薬理毒性部薬用資源科	衛生研究所食品薬品部薬用資源科
衛生研究所生活科学部飲料水衛生科	衛生研究所健康科学部飲料水衛生科
衛生研究所生活科学部温泉保健科	衛生研究所健康科学部温泉保健科
衛生研究所生活科学部放射線科学科	衛生研究所健康科学部放射線科学科
衛生研究所生物工学室遺伝子工学科	衛生研究所感染症センター生物科学部遺伝子工学科
衛生研究所生物工学室実験動物科	衛生研究所感染症センター生物科学部生物資源管理科
企業誘致東京事務所	東京事務所経済・企業誘致課
工業試験場企画調整部企画課	工業試験場企画調整部企画調整課
工業試験場化学技術部高分子応用科	工業試験場材料技術部高分子材料科
工業試験場化学技術部分析技術科	工業試験場環境エネルギー部分析応用科
工業試験場機械金属部機械科	工業試験場情報システム部機械システム科
工業試験場機械金属部生産管理科	工業試験場製品技術部生産システム科
工業試験場機械金属部金属加工科	工業試験場材料技術部精密加工科
工業試験場機械金属部機械材料科	工業試験場材料技術部金属材料科
工業試験場資源エネルギー部エネルギー技術科	工業試験場環境エネルギー部エネルギー技術科

工業試験場電子応用部電子制御科	工業試験場情報システム部計測情報科
工業試験場電子応用部情報通信科	工業試験場情報システム部情報通信科
工業試験場産業デザイン部デザイン開発科	工業試験場製品技術部デザイン開発科
工業試験場産業デザイン部製品加工科	工業試験場製品技術部人間情報応用科
工業試験場工業技術指導センター	工業試験場技術支援センター
工業試験場工業技術指導センター技術指導課	工業試験場技術支援センター技術支援課
工業試験場工業技術指導センター研究指導第一科	工業試験場技術支援センター研究支援第一科
工業試験場工業技術指導センター研究指導第二科	工業試験場技術支援センター研究支援第二科
工業試験場工業技術指導センター研究指導第三科	工業試験場技術支援センター研究支援第三科
函館道有林管理センター	渡島東部森づくりセンター
松前道有林管理センター	渡島西部森づくりセンター
倶知安道有林管理センター	後志森づくりセンター
苫小牧道有林管理センター	胆振森づくりセンター
浦河道有林管理センター	日高森づくりセンター
岩見沢道有林管理センター	空知森づくりセンター
岩見沢道有林管理センター滝川林務署	空知森づくりセンター
留萌道有林管理センター	留萌森づくりセンター
旭川道有林管理センター	上川南部森づくりセンター
美深道有林管理センター	上川北部森づくりセンター
美深道有林管理センター名寄林務署	上川北部森づくりセンター
興部道有林管理センター	網走西部森づくりセンター
興部道有林管理センター雄武林務署	網走西部森づくりセンター
北見道有林管理センター	網走東部森づくりセンター
浦幌道有林管理センター	十勝森づくりセンター

浦幌道有林管理センター池田林務署	十勝森づくりセンター
厚岸道有林管理センター	釧路森づくりセンター
寒地住宅都市研究所	北方建築総合研究所
寒地住宅都市研究所総務部	北方建築総合研究所企画総務部
寒地住宅都市研究所総務部企画情報課	北方建築総合研究所企画総務部企画指導室
石狩支庁農業振興部管理課	石狩支庁農業振興部調整課
石狩支庁農業振興部計画課	石狩支庁農業振興部調整課
石狩支庁農業振興部耕地課	石狩支庁農業振興部調整課
石狩支庁石狩地区林業指導事務所	石狩森づくりセンター
渡島支庁農業振興部管理課	渡島支庁農業振興部調整課
渡島支庁農業振興部耕地課	渡島支庁農業振興部調整課
渡島支庁函館地区林業指導事務所	渡島東部森づくりセンター普及課
渡島支庁木古内地区林業指導事務所	渡島西部森づくりセンター普及課
渡島支庁森地区林業指導事務所	渡島東部森づくりセンター普及課
檜山支庁農業振興部管理課	檜山支庁農業振興部調整課
檜山支庁農業振興部耕地課	檜山支庁農業振興部調整課
檜山支庁南部地区林業指導事務所	檜山森づくりセンター
檜山支庁北部地区林業指導事務所	檜山森づくりセンター北檜山事務所
後志支庁農業振興部管理課	後志支庁農業振興部調整課
後志支庁農業振興部耕地課	後志支庁農業振興部調整課
後志支庁北後志地区林業指導事務所	後志森づくりセンター普及課
後志支庁倶知安地区林業指導事務所	後志森づくりセンター普及課
後志支庁喜茂別地区林業指導事務所	後志森づくりセンター普及課
後志支庁南後志地区林業指導事務所	後志森づくりセンター普及課
空知支庁農業振興部管理課	空知支庁農業振興部調整課
空知支庁農業振興部計画課	空知支庁農業振興部調整課

平成十四年四月一日 月 曜 日

空知支庁農業振興部耕地課	空知支庁農業振興部整備課
空知支庁南空知地区林業指導事務所	空知森づくりセンター普及課
空知支庁中空知地区林業指導事務所	空知森づくりセンター砂川事務所
空知支庁北空知地区林業指導事務所	空知森づくりセンター普及課
上川支庁農業振興部管理課	上川支庁農業振興部調整課
上川支庁農業振興部計画課	上川支庁農業振興部調整課
上川支庁農業振興部耕地課	上川支庁農業振興部整備課
上川支庁旭川地区林業指導事務所	上川南部森づくりセンター普及課
上川支庁士別地区林業指導事務所	上川北部森づくりセンター普及課
上川支庁名寄地区林業指導事務所	上川北部森づくりセンター普及課
上川支庁富良野地区林業指導事務所	上川南部森づくりセンター富良野事務所
留萌支庁農業振興部管理課	留萌支庁農業振興部調整課
留萌支庁農業振興部耕地課	留萌支庁農業振興部整備課
留萌支庁留萌南部地区林業指導事務所	留萌森づくりセンター普及課
留萌支庁留萌中部地区林業指導事務所	留萌森づくりセンター普及課
留萌支庁留萌北部地区林業指導事務所	留萌森づくりセンター天塩事務所
宗谷支庁農業振興部管理課	宗谷支庁農業振興部調整課
宗谷支庁農業振興部耕地課	宗谷支庁農業振興部整備課
宗谷支庁宗谷北部地区林業指導事務所	宗谷森づくりセンター
宗谷支庁宗谷南部地区林業指導事務所	宗谷森づくりセンター
網走支庁農業振興部管理課	網走支庁農業振興部調整課
網走支庁農業振興部計画課	網走支庁農業振興部調整課
網走支庁農業振興部耕地課	網走支庁農業振興部整備課
網走支庁網走地区林業指導事務所	網走東部森づくりセンター普及課
網走支庁北見地区林業指導事務所	網走東部森づくりセンター普及課
網走支庁紋別地区林業指導事務所	網走西部森づくりセンター普及課

網走支庁美幌地区林業指導事務所	網走東部森づくりセンター普及課
網走支庁遠軽地区林業指導事務所	網走西部森づくりセンター遠軽事務所
網走支庁興部地区林業指導事務所	網走西部森づくりセンター普及課
胆振支庁農業振興部管理課	胆振支庁農業振興部調整課
胆振支庁農業振興部耕地課	胆振支庁農業振興部整備課
胆振支庁胆振西部地区林業指導事務所	胆振森づくりセンター豊浦事務所
胆振支庁胆振東部地区林業指導事務所	胆振森づくりセンター普及課
日高支庁農業振興部管理課	日高支庁農業振興部調整課
日高支庁農業振興部耕地課	日高支庁農業振興部整備課
日高支庁日高西部地区林業指導事務所	日高森づくりセンター平取事務所
日高支庁日高東部地区林業指導事務所	日高森づくりセンター普及課
十勝支庁農業振興部管理課	十勝支庁農業振興部調整課
十勝支庁農業振興部計画課	十勝支庁農業振興部調整課
十勝支庁農業振興部耕地課	十勝支庁農業振興部整備課
十勝支庁帯広地区林業指導事務所	十勝森づくりセンター普及課
十勝支庁新得地区林業指導事務所	十勝森づくりセンター普及課
十勝支庁大樹地区林業指導事務所	十勝森づくりセンター大樹事務所
十勝支庁足寄地区林業指導事務所	十勝森づくりセンター足寄事務所
十勝支庁池田地区林業指導事務所	十勝森づくりセンター普及課
釧路支庁農業振興部管理課	釧路支庁農業振興部調整課
釧路支庁農業振興部耕地課	釧路支庁農業振興部整備課
釧路支庁釧路中部地区林業指導事務所	釧路森づくりセンター普及課
釧路支庁釧路東部地区林業指導事務所	釧路森づくりセンター普及課
釧路支庁釧路北部地区林業指導事務所	釧路森づくりセンター普及課
釧路支庁釧路西部地区林業指導事務所	釧路森づくりセンター音別事務所
根室支庁農業振興部管理課	根室支庁農業振興部調整課

3 この規則の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる職にある者であつて、別に辞令を發せられないものは、引き続き当該下欄の職を命ぜられたものとする。

根室支庁農業振興部耕地課	根室支庁農業振興部整備課
根室支庁根室地区林業指導事務所	根室森づくりセンター
札幌医科大学事務局施設課	札幌医科大学事務局管財課
札幌医科大学事務局病院課（医事管理に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	札幌医科大学事務局医事・相談課
札幌医科大学事務局病院課（経営改善に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	札幌医科大学事務局
札幌医科大学事務局病院課相談室	札幌医科大学事務局医事・相談課
札幌医科大学事務局病院課物流管理センター	札幌医科大学事務局業務課

総務部知事室国際課長補佐	総務部知事室国際課主幹
総務部知事室国際課企画調整係長	総務部知事室国際課主査
総務部知事室国際課協力係長	総務部知事室国際課主査
総務部知事室国際課交流係長	総務部知事室国際課主査
総務部知事室国際課推進係長	総務部知事室国際課主査
総務部知事室国際課ロシア室交流推進係長	総務部知事室国際課ロシア室主査
総務部知事室国際課ロシア室経済協力係長	総務部知事室国際課ロシア室主査
総務部総務課長補佐	総務部総務課主幹
総務部総務課総務係長	総務部総務課主査
総務部総務課調整係長	総務部総務課主査
総務部総務課人事係長	総務部総務課主査
総務部総務課予算係長	総務部総務課主査
総務部総務課経理係長	総務部総務課主査
総務部総務課庁中管理係長	総務部総務課主査

総務部総務課通信管理室管理調整係長	総合企画部Ⅰ推進室情報基盤課主査
総務部総務課通信管理室運用係長	総合企画部Ⅰ推進室情報基盤課主査
総務部人事課長補佐	総務部人事課主幹
総務部人事課企画調整係長	総務部人事課主査
総務部人事課職制係長	総務部人事課主査
総務部人事課人事係長	総務部人事課主査
総務部人事課給与制度係長	総務部人事課主査
総務部人事課給与支給係長	総務部人事課主査
総務部人事課服務制度係長	総務部人事課主査
総務部人事課災害補償係長	総務部人事課主査
総務部人事課栄典・表彰係長	総務部人事課主査
総合企画部経済企画室主幹（企画調整に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合企画部経済調査課長補佐
総合企画部情報政策課長補佐（情報システム及びネットワーク推進に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	総合企画部Ⅰ推進室情報政策課主幹
総合企画部情報政策課長補佐（情報システム及びネットワーク推進に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合企画部Ⅰ推進室情報基盤課主幹
総合企画部情報政策課調整係長	総合企画部Ⅰ推進室情報政策課主査
総合企画部情報政策課企画係長	総合企画部Ⅰ推進室情報政策課主査
総合企画部情報政策課ネットワーク推進係長	総合企画部Ⅰ推進室情報基盤課主査
総合企画部情報政策課情報システム係長	総合企画部Ⅰ推進室情報基盤課主査
総合企画部情報政策課情報振興係長	総合企画部Ⅰ推進室情報政策課主査
環境生活部環境政策課長補佐	環境生活部環境政策課主幹
環境生活部環境政策課環境調整係長	環境生活部環境政策課主査

平成十四年四月一日 月曜日

三四

環境生活部環境室環境政策課活動推進係長	環境生活部環境室環境政策課推進係長	環境生活部環境室環境政策課計画推進係長	環境生活部環境室環境政策課ISO推進係長	環境生活部環境室環境政策課指導係長	環境生活部環境室環境政策課審査第一係長	環境生活部環境室環境政策課審査第二係長	環境生活部環境室廃棄物対策課リサイクル推進係長	環境生活部環境室廃棄物対策課リサイクル計画係長	環境生活部環境室自然環境課みどり対策室みどり企画係長	環境生活部生活文化・青少年室生活振興課NPO推進係長	保健福祉部保健予防課長補佐	保健福祉部保健予防課企画調整係長	保健福祉部保健予防課母子保健係長	保健福祉部保健予防課精神医療係長	保健福祉部保健予防課感染症対策係長	保健福祉部保健予防課医療福祉係長	保健福祉部保健予防課特定疾患係長	保健福祉部保護課長補佐	保健福祉部保護課調整係長	保健福祉部保護課援護係長	保健福祉部保護課恩給係長
環境生活部環境室環境政策課主査	環境生活部環境室環境政策課主査	環境生活部環境室環境政策課主査	環境生活部環境室環境政策課主査	環境生活部環境室環境政策課主査	環境生活部環境室環境政策課主査	環境生活部環境室環境政策課主査	環境生活部環境室廃棄物対策課循環型産業係長	環境生活部環境室廃棄物対策課循環型計画係長	水産林務部森林環境室森林活用課主査	環境生活部生活文化・青少年室生活振興課NPO・地域活動係長	保健福祉部保健予防課主幹	保健福祉部保健予防課主査	保健福祉部保健予防課主査	保健福祉部保健予防課主査	保健福祉部保健予防課主査	保健福祉部保健予防課主査	保健福祉部保健予防課主査	保健福祉部保護課主幹	保健福祉部保護課主査	保健福祉部保護課主査	保健福祉部保護課主査

保健福祉部保護課企画指導係長	保健福祉部保護課主査
保健福祉部保護課保護係長	保健福祉部保護課主査
保健福祉部保護課医療係長	保健福祉部保護課主査
経済部企業立地推進室企業誘致課誘致推進係長	経済部産業立地課立地推進係長
経済部企業立地推進室苦東開発課長補佐	経済部産業立地課主幹
経済部企業立地推進室苦東開発課計画調整係長	経済部産業立地課古東計画係長
経済部石炭対策室石炭調整係長	経済部資源工ネルギー課石炭対策室主査
経済部石炭対策室産炭地振興係長	経済部資源工ネルギー課主幹
経済部資源工ネルギー課長補佐	経済部資源工ネルギー課主査
経済部資源工ネルギー課管理調整係長	経済部資源工ネルギー課主査
経済部資源工ネルギー課資源係長	経済部資源工ネルギー課主査
経済部資源工ネルギー課工ネルギー係長	経済部資源工ネルギー課主査
経済部資源工ネルギー課電源係長	経済部資源工ネルギー課主査
経済部資源工ネルギー課保安係長	経済部資源工ネルギー課主査
経済部資源工ネルギー課鉱害対策係長	経済部資源工ネルギー課主査
経済部雇用対策課長補佐	経済部雇用対策課主幹
経済部雇用対策課雇用推進係長	経済部雇用対策課主査
経済部雇用対策課雇用計画係長	経済部雇用対策課主査
経済部雇用対策課障害高齢係長	経済部雇用対策課主査
経済部雇用対策課特別対策係長	経済部雇用対策課主査
経済部観光振興課受入整備係長	経済部観光振興課観光地づくり係長
農政部農政課長補佐	農政部農政課主幹
農政部農政課総務係長	農政部農政課主査
農政部農政課人事係長	農政部農政課主査
農政部農政課予算係長	農政部農政課主査

農政部農政課経理係長	農政部農政課主査
農政部農政課企画係長	農政部農政課主査
農政流通対策課長補佐	農政道産食品安全室主幹
水産林務部道有林管理室経営管理課長補佐 （道有林野の整備管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部森林環境室道有林課主幹
水産林務部道有林管理室経営管理課長補佐 （道有林野の整備管理に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	水産林務部森林環境室森林活用課主幹
水産林務部道有林管理室経営管理課調整係長	水産林務部森林環境室森林活用課主査
水産林務部道有林管理室経営管理課企画調整係長	水産林務部森林環境室道有林課主査
水産林務部道有林管理室経営管理課総合利用係長	水産林務部森林環境室森林活用課主査
水産林務部道有林管理室経営管理課販売係長	水産林務部森林環境室道有林課主査
水産林務部道有林管理室経営管理課育林係長	水産林務部森林環境室道有林課主査
水産林務部道有林管理室経営管理課森林土木係長	水産林務部森林環境室道有林課主査
水産林務部道有林管理室照査係長	水産林務部森林環境室道有林課主査
水産林務部道有林管理室財産係長	水産林務部森林環境室道有林課主査
水産林務部企画調整課長補佐	水産林務部企画調整課主幹
水産林務部企画調整課調整係長	水産林務部企画調整課主査
水産林務部企画調整課企画係長	水産林務部企画調整課主査
水産林務部企画調整課計画調整係長	水産林務部企画調整課主査
水産林務部企画調整課情報係長	水産林務部企画調整課主査
水産林務部企画調整課研究普及室研究企画係長	水産林務部企画調整課主査

水産林務部企画調整課研究普及室普及企画係長	水産林務部企画調整課主査
水産林務部企画調整課研究普及室環境保全係長	水産林務部企画調整課主査
水産林務部林業振興課林業普及係長	水産林務部林業振興課林業振興係長
水産林務部森林整備課緑化指導係長	水産林務部森林環境室森林活用課主査
建設部建設管理室技術管理課長補佐	建設部建設管理室技術管理課主幹
建設部建設管理室技術管理課技術管理係長	建設部建設管理室技術管理課主査
建設部建設管理室技術管理課開発推進係長	建設部建設管理室技術管理課主査
建設部建設管理室技術管理課設計基準係長	建設部建設管理室技術管理課主査
建設部総務課調整係長	建設部総務課主査
建設部企画調整課長補佐	建設部企画調整課主幹
建設部企画調整課建設政策係長	建設部企画調整課主査
東京事務所行政第一課長補佐	東京事務所行政課主幹
東京事務所行政第一課企画調整係長	東京事務所行政課主査
東京事務所行政第二課長補佐	東京事務所行政課主幹
江差病院総看護婦長	江差病院総看護師長
江差病院看護長	江差病院看護師長
江差病院看護婦長	江差病院看護師長
寿都病院総看護婦長	寿都病院看護師長
寿都病院看護婦長	寿都病院看護師長
紋別病院総看護婦長	紋別病院総看護師長
紋別病院副総看護婦長	紋別病院副看護師長
紋別病院看護婦長	紋別病院看護師長
北見病院総看護婦長	北見病院総看護師長
北見病院看護婦長	北見病院看護師長
羽幌病院総看護婦長	羽幌病院総看護師長

平成十四年四月一日 月 曜 日

羽幌病院看護婦長	羽幌病院看護師長
釧路病院総看護婦長	釧路病院総看護師長
釧路病院看護婦長	釧路病院看護師長
苫小牧病院総看護婦長	苫小牧病院総看護師長
苫小牧病院看護婦長	苫小牧病院看護師長
緑ヶ丘病院総看護婦長	緑ヶ丘病院総看護師長
緑ヶ丘病院看護婦長	緑ヶ丘病院看護師長
向陽ヶ丘病院総看護婦長	向陽ヶ丘病院総看護師長
向陽ヶ丘病院看護婦長	向陽ヶ丘病院看護師長
小児総合保健センター総看護婦長	小児総合保健センター総看護師長
小児総合保健センター看護婦長	小児総合保健センター看護師長
小児総合保健センター総務部医事課栄養係長	小児総合保健センター栄養科長
身体障害者リハビリテーションセンター看護婦長	身体障害者リハビリテーションセンター看護師長
札幌肢体不自由児総合療育センター総看護婦長	札幌肢体不自由児総合療育センター総看護師長
札幌肢体不自由児総合療育センター看護婦長	札幌肢体不自由児総合療育センター看護師長
旭川肢体不自由児総合療育センター総看護婦長	旭川肢体不自由児総合療育センター総看護師長
旭川肢体不自由児総合療育センター看護婦長	旭川肢体不自由児総合療育センター看護師長
中央児童相談所判定課長	中央児童相談所指導援助課判定援助係長
中央児童相談所一時保護課長	中央児童相談所指導援助課一時保護係長
中央児童相談所児童福祉司	中央児童相談所指導援助課児童福祉司
旭川児童相談所相談課長	旭川児童相談所地域支援課相談支援係長

旭川児童相談所判定課長	旭川児童相談所指導援助課判定援助係長
旭川児童相談所一時保護課長	旭川児童相談所指導援助課一時保護係長
旭川児童相談所児童福祉司	旭川児童相談所指導援助課児童福祉司
帯広児童相談所相談課長	帯広児童相談所地域支援課相談支援係長
帯広児童相談所判定課長	帯広児童相談所指導援助課一時保護係長
帯広児童相談所一時保護課長	帯広児童相談所指導援助課一時保護係長
帯広児童相談所児童福祉司	帯広児童相談所指導援助課児童福祉司
釧路児童相談所相談課長	釧路児童相談所地域支援課相談支援係長
釧路児童相談所判定課長	釧路児童相談所指導援助課判定援助係長
釧路児童相談所一時保護課長	釧路児童相談所指導援助課一時保護係長
釧路児童相談所児童福祉司	釧路児童相談所指導援助課児童福祉司
函館児童相談所相談課長	函館児童相談所地域支援課相談支援係長
函館児童相談所判定課長	函館児童相談所指導援助課判定援助係長
函館児童相談所一時保護課長	函館児童相談所指導援助課一時保護係長
函館児童相談所児童福祉司	函館児童相談所指導援助課児童福祉司
北見児童相談所相談課長	北見児童相談所地域支援課相談支援係長
北見児童相談所判定課長	北見児童相談所指導援助課判定援助係長
北見児童相談所一時保護課長	北見児童相談所指導援助課一時保護係長
北見児童相談所児童福祉司	北見児童相談所指導援助課児童福祉司
岩見沢児童相談所相談課長	岩見沢児童相談所地域支援課相談支援係長
岩見沢児童相談所判定課長	岩見沢児童相談所指導援助課判定援助係長
岩見沢児童相談所一時保護課長	岩見沢児童相談所指導援助課一時保護係長
岩見沢児童相談所児童福祉司	岩見沢児童相談所指導援助課児童福祉司
室蘭児童相談所相談課長	室蘭児童相談所地域支援課相談支援係長
室蘭児童相談所判定課長	室蘭児童相談所指導援助課判定援助係長
室蘭児童相談所一時保護課長	室蘭児童相談所指導援助課一時保護係長

松前道有林管理センター経営課治山林道係長	渡島西部森づくりセンター森林整備課森林土木係長
松前道有林管理センター経営課主査	渡島西部森づくりセンター管理課主査
俱知安道有林管理センター総務課長	後志森づくりセンター管理課長
俱知安道有林管理センター総務課庶務係長	後志森づくりセンター管理課管理係長
俱知安道有林管理センター総務課会計係長	後志森づくりセンター管理課主査
俱知安道有林管理センター経営課長	後志森づくりセンター森林整備課長
俱知安道有林管理センター経営課企画係長	後志森づくりセンター森林整備課主査
俱知安道有林管理センター経営課利活用係長	後志森づくりセンター管理課主査
俱知安道有林管理センター経営課育林係長	後志森づくりセンター森林整備課森林整備係長
俱知安道有林管理センター経営課治山林道係長	後志森づくりセンター森林整備課森林土木係長
苫小牧道有林管理センター総務課長	胆振森づくりセンター管理課長
苫小牧道有林管理センター総務課庶務係長	胆振森づくりセンター管理課管理係長
苫小牧道有林管理センター総務課会計係長	胆振森づくりセンター管理課主査
苫小牧道有林管理センター経営課長	胆振森づくりセンター森林整備課長
苫小牧道有林管理センター経営課企画係長	胆振森づくりセンター森林整備課主査
苫小牧道有林管理センター経営課利活用係長	胆振森づくりセンター管理課主査
苫小牧道有林管理センター経営課販売係長	胆振森づくりセンター森林整備課主査
苫小牧道有林管理センター経営課育林係長	胆振森づくりセンター森林整備課森林整備係長
苫小牧道有林管理センター経営課治山林道係長	胆振森づくりセンター森林整備課森林土木係長
浦河道有林管理センター総務課長	日高森づくりセンター管理課長
浦河道有林管理センター総務課庶務係長	日高森づくりセンター管理課管理係長

平成十四年四月一日 月曜日

三八

浦河道有林管理センター総務課会計係長	日高森づくりセンター管理課主査
浦河道有林管理センター経営課長	日高森づくりセンター森林整備課長
浦河道有林管理センター経営課企画係長	日高森づくりセンター森林整備課主査
浦河道有林管理センター経営課販売係長	日高森づくりセンター森林整備課主査
浦河道有林管理センター経営課育林係長	日高森づくりセンター森林整備課森林整備係長
浦河道有林管理センター経営課治山林道係長	日高森づくりセンター森林整備課森林土木係長
浦河道有林管理センター経営課主査	日高森づくりセンター管理課主査
岩見沢道有林管理センター総務課長	空知森づくりセンター管理課長
岩見沢道有林管理センター総務課庶務係長	空知森づくりセンター管理課管理係長
岩見沢道有林管理センター総務課会計係長	空知森づくりセンター管理課主査
岩見沢道有林管理センター経営課企画係長	空知森づくりセンター森林整備課主査
岩見沢道有林管理センター経営課利活用係長	空知森づくりセンター管理課主査
岩見沢道有林管理センター経営課販売係長	空知森づくりセンター森林整備課主査
岩見沢道有林管理センター業務課育林係長	空知森づくりセンター森林整備課森林整備第二係長
岩見沢道有林管理センター業務課治山林道係長	空知森づくりセンター森林整備課森林土木係長
留萌道有林管理センター総務課長	留萌森づくりセンター管理課長
留萌道有林管理センター総務課庶務係長	留萌森づくりセンター管理課管理係長
留萌道有林管理センター総務課会計係長	留萌森づくりセンター管理課主査
留萌道有林管理センター経営課長	留萌森づくりセンター森林整備課長
留萌道有林管理センター経営課企画係長	留萌森づくりセンター森林整備課主査
留萌道有林管理センター経営課販売係長	留萌森づくりセンター森林整備課主査
留萌道有林管理センター経営課育林係長	留萌森づくりセンター森林整備課森林整備係長

留萌道有林管理センター経営課治山林道係長	留萌森づくりセンター森林整備課森林土木係長
留萌道有林管理センター経営課主査	留萌森づくりセンター管理課主査
旭川道有林管理センター総務課庶務係長	上川南部森づくりセンター管理課管理係長
旭川道有林管理センター総務課会計係長	上川南部森づくりセンター管理課主査
旭川道有林管理センター経営課長	上川南部森づくりセンター森林整備課長
旭川道有林管理センター経営課企画係長	上川南部森づくりセンター森林整備課主査
旭川道有林管理センター経営課利活用係長	上川南部森づくりセンター管理課主査
旭川道有林管理センター経営課販売係長	上川南部森づくりセンター森林整備課主査
旭川道有林管理センター経営課育林係長	上川南部森づくりセンター森林整備課森林整備係長
旭川道有林管理センター経営課治山林道係長	上川南部森づくりセンター森林整備課森林土木係長
美深道有林管理センター総務課長	上川北部森づくりセンター管理課長
美深道有林管理センター総務課庶務係長	上川北部森づくりセンター管理課管理係長
美深道有林管理センター総務課会計係長	上川北部森づくりセンター管理課主査
美深道有林管理センター経営課企画係長	上川北部森づくりセンター森林整備課主査
美深道有林管理センター経営課利活用係長	上川北部森づくりセンター管理課主査
美深道有林管理センター経営課販売係長	上川北部森づくりセンター森林整備課主査
美深道有林管理センター業務課育林係長	上川北部森づくりセンター森林整備課森林整備第二係長
美深道有林管理センター業務課治山林道係長	上川北部森づくりセンター森林整備課森林土木係長
興部道有林管理センター総務課長	網走西部森づくりセンター管理課長
興部道有林管理センター総務課庶務係長	網走西部森づくりセンター管理課管理係長
興部道有林管理センター総務課会計係長	網走西部森づくりセンター管理課主査
興部道有林管理センター経営課企画係長	網走西部森づくりセンター森林整備課主査
興部道有林管理センター経営課利活用係長	網走西部森づくりセンター管理課主査

厚岸道有林管理センター経営課企画係長	釧路森づくりセンター森林整備課主査
厚岸道有林管理センター経営課販売係長	釧路森づくりセンター森林整備課主査
厚岸道有林管理センター経営課育林係長	釧路森づくりセンター森林整備課森林整備係長
厚岸道有林管理センター経営課治山林道係長	釧路森づくりセンター森林整備課森林土木係長
厚岸道有林管理センター経営課主査	釧路森づくりセンター管理課主査
石狩支庁経済部商工労働観光課労政係長	石狩支庁経済部商工労働観光課労働係長
石狩支庁経済部商工労働観光課福祉訓練係長	石狩支庁経済部商工労働観光課人材育成係長
石狩支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	石狩支庁農業振興部調整課指導企画係長
石狩支庁農業振興部管理課事業補償係長	石狩支庁農業振興部調整課主査
石狩支庁農業振興部耕地課団体営係長	石狩支庁農業振興部整備課主査
渡島支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	渡島支庁農業振興部調整課指導企画係長
渡島支庁農業振興部耕地課団体営係長	渡島支庁農業振興部整備課主査
渡島支庁函館地区林業指導事務所長	渡島東部森づくりセンター普及課長
渡島支庁木古内地区林業指導事務所長	渡島西部森づくりセンター普及課長
檜山支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	檜山支庁農業振興部調整課指導企画係長
檜山支庁農業振興部管理課調査計画係長	檜山支庁農業振興部調整課地域計画係長
檜山支庁農業振興部耕地課団体営係長	檜山支庁農業振興部整備課主査
後志支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	後志支庁農業振興部調整課指導企画係長
後志支庁農業振興部管理課事業補償係長	後志支庁農業振興部調整課主査
後志支庁農業振興部管理課調査計画係長	後志支庁農業振興部調整課地域計画係長

平成十四年四月一日 月曜日

後志支庁農業振興部耕地課団体営係長	後志支庁農業振興部整備課主査
後志支庁倶知安地区林業指導事務所長	後志森づくりセンター普及課長
空知支庁地域政策部地域政策課産炭地振興係長	空知支庁地域政策部地域政策課主査
空知支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	空知支庁農業振興部調整課指導企画係長
空知支庁農業振興部耕地課団体営係長	空知支庁農業振興部整備課主査
空知支庁農業振興部耕地課農地整備係長	空知支庁農業振興部整備課主査
空知支庁農業振興部耕地課農村整備係長	空知支庁農業振興部整備課主査
空知支庁農業振興部耕地課施設整備係長	空知支庁農業振興部整備課主査
空知支庁南空知地区林業指導事務所長	空知森づくりセンター普及課長
上川支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	上川支庁農業振興部調整課指導企画係長
上川支庁農業振興部耕地課団体営係長	上川支庁農業振興部整備課主査
上川支庁農業振興部耕地課農地整備係長	上川支庁農業振興部整備課主査
上川支庁農業振興部耕地課農村整備係長	上川支庁農業振興部整備課主査
上川支庁旭川地区林業指導事務所長	上川南部森づくりセンター普及課長
上川支庁名寄地区林業指導事務所長	上川北部森づくりセンター普及課長
留萌支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	留萌支庁農業振興部調整課指導企画係長
留萌支庁農業振興部管理課事業補償係長	留萌支庁農業振興部調整課主査
留萌支庁農業振興部管理課調査計画係長	留萌支庁農業振興部調整課地域計画係長
留萌支庁農業振興部耕地課団体営係長	留萌支庁農業振興部整備課主査
留萌支庁留萌南部地区林業指導事務所長	留萌森づくりセンター普及課長
宗谷支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	宗谷支庁農業振興部調整課指導企画係長
宗谷支庁農業振興部管理課事業補償係長	宗谷支庁農業振興部調整課主査
宗谷支庁農業振興部管理課調査計画係長	宗谷支庁農業振興部調整課地域計画係長

宗谷支庁農業振興部耕地課団体営係長	宗谷支庁農業振興部整備課主査
網走支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	網走支庁農業振興部調整課指導企画係長
網走支庁農業振興部耕地課団体営係長	網走支庁農業振興部整備課主査
網走支庁農業振興部耕地課農地整備係長	網走支庁農業振興部整備課主査
網走支庁農業振興部耕地課農村整備係長	網走支庁農業振興部整備課主査
網走支庁北見地区林業指導事務所長	網走東部森づくりセンター普及課長
網走支庁興部地区林業指導事務所長	網走西部森づくりセンター普及課長
胆振支庁伊達地方環境監視室長	胆振支庁地域政策部環境生活課主査
胆振支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	胆振支庁農業振興部調整課指導企画係長
胆振支庁農業振興部管理課調査計画係長	胆振支庁農業振興部調整課地域計画係長
胆振支庁農業振興部耕地課団体営係長	胆振支庁農業振興部整備課主査
胆振支庁胆振東部地区林業指導事務所長	胆振森づくりセンター普及課長
日高支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	日高支庁農業振興部調整課指導企画係長
日高支庁農業振興部管理課調査計画係長	日高支庁農業振興部調整課地域計画係長
日高支庁農業振興部耕地課団体営係長	日高支庁農業振興部整備課主査
日高支庁日高東部地区林業指導事務所長	日高森づくりセンター普及課長
十勝支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	十勝支庁農業振興部調整課指導企画係長
十勝支庁農業振興部耕地課団体営係長	十勝支庁農業振興部整備課主査
十勝支庁農業振興部耕地課農地整備係長	十勝支庁農業振興部整備課主査
十勝支庁農業振興部耕地課農村整備係長	十勝支庁農業振興部整備課主査
十勝支庁池田地区林業指導事務所長	十勝森づくりセンター普及課長
釧路支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	釧路支庁農業振興部調整課指導企画係長

釧路支庁農業振興部管理課事業補償係長	釧路支庁農業振興部調整課主査
釧路支庁農業振興部管理課調査計画係長	釧路支庁農業振興部調整課地域計画係長
釧路支庁農業振興部耕地課団体営係長	釧路支庁農業振興部整備課主査
釧路支庁釧路東部地区林業指導事務所長	釧路森づくりセンター普及課長
根室支庁農業振興部管理課土地改良指導係長	根室支庁農業振興部調整課指導企画係長
根室支庁農業振興部管理課事業補償係長	根室支庁農業振興部調整課主査
根室支庁農業振興部管理課調査計画係長	根室支庁農業振興部調整課地域計画係長
根室支庁農業振興部耕地課団体営係長	根室支庁農業振興部整備課主査
札幌医科大学事務局施設課調整係長	札幌医科大学事務局管財課管財係長
札幌医科大学事務局病院課物流管理センター主幹	札幌医科大学事務局業務課長補佐
札幌医科大学医学部附属病院放射線部透視撮影係長	札幌医科大学医学部附属病院放射線部主査
札幌医科大学医学部附属病院放射線部特殊撮影係長	札幌医科大学医学部附属病院放射線部撮影第二係長
札幌医科大学医学部附属病院放射線部CT検査係長	札幌医科大学医学部附属病院放射線部主査
札幌医科大学医学部附属病院放射線部MR検査係長	札幌医科大学医学部附属病院放射線部主査
札幌医科大学医学部附属病院看護部看護婦長	札幌医科大学医学部附属病院看護部看護師長
札幌医科大学医学部附属病院看護部副看護婦長	札幌医科大学医学部附属病院看護部副看護師長
主任保健士	主任保健師
主任保健婦	主任保健師
主任助産婦	主任助産師
主任看護士	主任看護師
主任看護婦	主任看護師

主任准看護師	主任准看護師
主任准看護婦	主任准看護師
保健士	保健師
保健婦	保健師
助産婦	助産師
看護士	看護師
看護婦	看護師
准看護士	准看護師
准看護婦	准看護師

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第五十九号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和三十六年北海道規則第九号）の一部を次のように改正する。

本則中「道有林管理センター署長」を「森づくりセンター所長」に改める。

第二条中「北海道有林野特別会計に所属する」を「森づくりセンター所長が管理する」に改める。

第四条第二項中「販売」を「売払い」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第三十八条第三項中「事業経営」を「整備及び管理」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道森林愛護組合協力交付金交付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第六十号

平成十四年四月一日 月曜日

北海道森林愛護組合協力交付金交付規則等の一部を改正する規則

(北海道森林愛護組合協力交付金交付規則の一部改正)

第一条 北海道森林愛護組合協力交付金交付規則(昭和三十六年北海道規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までの規定中、「道有林管理センター署長」を「森づくりセンター所長」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「~~道有林管理センター~~」を「~~森づくりセンター~~」に改める。

別記第三号様式中「~~道有林管理センター~~」を「~~森づくりセンター~~」に改める。

別記第四号様式及び別記第五号様式中「~~道有林管理センター~~」を「~~森づくりセンター~~」に改める。

第二条 北海道林業改善資金貸付規則(昭和五十一年北海道規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の表中、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第九条中「林業指導事務所の長」を「森づくりセンター所長」に改める。

別記第二号様式その七の(一)の項9の事項及びその七の(二)の項9の事項中「~~道有林管理センター~~」を「~~森づくりセンター~~」に改める。

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第三条 森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年北海道規則第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「道有林管理センター署長」を「森づくりセンター所長」に改める。

第四条 北海道林野火災出動報償金交付規則(昭和三十四年北海道規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「道有林管理センター署長」を「森づくりセンター所長」に改める。

別記第二号様式中「~~道有林管理センター~~」を「~~森づくりセンター~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道有林野極印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

四二

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第六十一号

北海道有林野極印規則の一部を改正する規則

北海道有林野極印規則(昭和三十八年北海道規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「道有林管理センター署長」を「森づくりセンター所長」に改める。

第五条各号別記以外の部分中「製品生産事業により製品とすべき」を削り、同条第三号中「又は素材」を削る。

第十条中「道有林管理センター署長の指定した吏員」を「森づくりセンター所長の指定する者(以下「極印管理責任者」という。)」に改める。

第十一条及び第十二条中「道有林管理センター署長」を「森づくりセンター所長」に改める。

第十三条中「管守責任者」を「極印管理責任者」に改める。

第十四条を削る。

別記第一号様式中「~~別記第一号様式(第15条関係)~~」を「~~別記第一号様式(第12条関係)~~」に改め、「~~本表~~」を削る。

別記第二号様式中「~~別記第二号様式(第15条関係)~~」を「~~別記第二号様式(第12条関係)~~」に改め、「~~本表~~」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道有林野分収林規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第六十二号

北海道有林野分収林規則の一部を改正する規則

北海道有林野分収林規則(平成九年北海道規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二章及び第三章中「道有林管理センター署長」を「森づくりセンター所長」に改める。

第三条第三号中「管理経営上」を「整備及び管理上」に改める。

第六条第一項中「八十年を超えることができない」を「造林計画に照らし適当な期間を森づくりセンター所長が定めるものとする」に改める。

第十七条第二号を次のように改める。

二 道有林野の整備及び管理上必要と認められるとき。
第十九条第七号中「販売方法」を「売払方法」に改める。
第二十四条第三号中「販売する」を「売り払う」に改める。
第二十六条第三項中「販売し」を「売り払い」に改める。

別記第一号様式中「~~森田芽崎福はぐみー岨岨~~」を「~~森ひへぐさぐみー岨岨~~」に改め、「~~を削り~~」を削り、同様式一の事項中「~~森岨岨~~」を「~~岨福岨~~」に改め、同様式中五の事項を削り、六の事項を五の事項とし、七の事項を六の事項とし、同様式注中三の事項を削り、四の事項を三の事項とする。

別記第二号様式中「~~森田芽崎福はぐみー岨岨~~」を「~~森ひへぐさぐみー岨岨~~」に改め、同様式一の事項中「~~森岨岨~~」を「~~岨福岨~~」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道有林野分収林規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する分収造林又は分収育林の契約について適用し、同日前に締結されたものについては、なお従前の例による。

北海道土地取得資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第六十三号

北海道土地取得資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道土地取得資金貸付規則（昭和四十年北海道規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道土地取得等資金貸付規則

第一条から第三条までを次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、北海道住宅供給公社（以下「公社」という。）が所有している土地の処分及び有効利用の促進並びに公社の事業運営の円滑化を図るため、公社が所有している土地の取得又は公社への貸付けに要する資金の貸付けに關し必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの対象）

第二条 道は、市町村（札幌市を除く。以下同じ。）が行う、公用又は公共用に供するため
の公社が所有する土地の取得（以下「土地の取得」という。）又は公社の事業運営の円滑
化を図るための公社への資金の貸付け（以下「公社への貸付け」という。）について、当

該市町村に対し、予算の範囲内において当該土地の取得又は公社への貸付けに要する資金
を貸し付ける。

（貸付けの限度）

第三条 資金の貸付額の限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 土地の取得又は公社への貸付けに要する資金（以下この条において「土地取得等資金」という。）の額が当該市町村の前々年度における標準財政規模（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の八十分の百に相当する額並びに当該地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額をいう。以下この条において同じ。）に百分の五を乗じて得た額に満たない場合 当該土地取得等資金の額の七割に相当する額

- 二 土地取得等資金の額が当該市町村の前々年度における標準財政規模に百分の五を乗じて得た額以上の場合 当該土地取得等資金の額から当該標準財政規模に百分の一・五を乗じて得た額を控除した額

第四条第一項中「前条」を「第二条」に、「七年」を「十年」に、「二年間のすえ置期間」を「四年以内の据置期間」に、「年利率六・五パーセント」を「土地の取得に要する資金にあつては年利率〇・八パーセント、公社への貸付けに要する資金にあつては年利率〇・四パーセント」に、「元利均等年賦支払」を「知事が定める支払」に改め、同条第二項中「処分した場合」の下に「又は公社へ貸し付けた資金の返済を受けた場合」を、「額の貸付金」の下に「又は公社から返済を受けた額に相当する額の貸付金」を、「その処分の際」の下に「又は返済を受けた際」を加える。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

一 土地取得等計画書（別記第二号様式）

二 土地の取得又は公社への貸付けに関する予算議決書の写し

第十条の見出し中「事業計画」を「土地取得等計画」に改め、同条中「土地の取得造成事業計画」を「土地の取得又は公社への貸付けに係る計画」に改める。

第十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 土地の取得又は公社への貸付けを中止したとき。

第十二条第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十三条中「取得したとき」の下に「又は資金を公社へ貸し付けたとき」を加える。

第十五条を削る。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 この規則は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失つ。ただし、この規則の失効

の際現に第七条の規定により締結されている賃借契約については、第四条及び第八条から第十四条までの規定は、なおその効力を有する。

昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで

別記第1号様式（第5条関係）

北海道土地取得等資金貸付申請書

番号 年 月 日

北海道知事 様

市町村長 氏 名 印

次のとおり、土地の取得等に要する資金の貸付けを受けたいので、北海道土地取得等資金貸付規則第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

貸 付 申 請 金 額			金 額				円
土地取得規模	土地取得費	事業運営資金	同 左 負 担 区 分				
			道	市	町	村	
m ²	円	円	円	一般財源 円	起 債 円	その他 円	
資 金 貸 付 希 望 時 期			年 月 日				

別記第2号様式（第5条関係）

土 地 取 得 等 計 画 書

土 地 所 在 金	額	面	積	取得(予定)年月日	備 考
	円		m ²		
事業運営資金	金	額	貸 付 期 間	利 率	備 考
	円		年 年	%	

添付資料

資金償還計画

年 度	借 入 金 額	未 償 還 金	償 還 所 要 額
	元	元	金 利 子 計

	円	円	円	円	円
計					

別記第3号様式（第7条関係）

北海道土地取得等資金貸借契約書（案）

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、北海道土地取得等資金貸付規則（以下「規則」という。）に基づく北海道住宅供給公社（以下「公社」という。）が所有する土地の取得（公社への貸付け）に要する資金（以下「貸付金」という。）の貸借について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、乙が公社が所有する土地の取得（公社への貸付け）に要する資金を乙に貸し付けるものとする。

第2条 貸付金は、金 円とする。

第3条 貸付金の利率は、年 パーセントとし、貸付金の貸付けの日から起算する。

第4条 貸付金は、貸し付けた日から起算して 年間繰え置き、別紙償還年次表により償還するものとする。ただし、繰上償還を妨げない。

第5条 乙は、償還金を毎年貸付けを受けた日に応当する日の前日までに、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。

第6条 乙は、甲が規則第12条の規定による貸付金の一時償還の請求をしたときは、異議を申し立てることなく、請求に応ずるものとする。

第7条 乙は、規則第12条の規定による期限前の償還の請求を受けた場合は、当該請求を受けた日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未納額につき甲に年10.75パーセントの割合で計算した額の連約金を甲に支払わなければならない。

第8条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 北海道 氏 名

印

乙 北海道知事市町村長 氏 名

印

別紙 償還年次表

年 度	借 入 日	借入金額 円	元 利 日	未 償 還 金 額 円	償 還 所 要 額		
					元 金 円	利 子 円	計 円
計							

原記載四行様は「北海道土地取得貸付金交付請求書」を「北海道土地取得等貸付金交付請求書」に、「規則」を「北海道土地取得等資金貸付規則」に改める。

別記第5号様式（第13条関係）

完 了 届

北海道知事 様

年 月 日

市町村長 氏 名

印

北海道土地取得等資金貸付規則第13条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 土地取得

- (1) 取得した土地の所在

㎡
- (2) 取得した土地面積

㎡
- (3) 取得した土地価額

円
- (4) 取得年月日
- (5) 添付書類

イ 土地売買契約書の写し

ロ 位置図

ハ 地番図

2 事業運営資金

(1) 貸付年月日

(2) 償還期限

(3) 利率 年 %

(4) 添付資料

貸付契約書の写し

別 冊

この規則は、公布の日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第六十四号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和四十五年北海道規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「及び知事の指定する地方公所の所掌する事務」を削る。

第十二条の二第一項中「及び警察本部長」を「並びに警察本部長及び公安委員会の管理に属する機関の長である部局長（以下「警察本部長等」という。）に、「行なう」を「行う」に改める。

第八十四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二百三条の四第三項中「警察本部長及び教育局長等並びに教育委員会又は公安委員会の管理に属する機関の長たる部局長」を「教育局長等、教育委員会の管理に属する機関の長である部局長及び警察本部長等」に、「公安委員会の管理に属する機関の長たる地方部局長」を「公安委員会の管理に属する機関の長である地方部局長」に改める。

第二百三条の六中「警察本部長」を「警察本部長等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による報告は、公安委員会の管理に属する機関の長である部局長にあつては警察本部長を経由してしなければならない。

第二百三条の七第二項中「警察本部長」を「警察本部長等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公安委員会の管理に属する機関の長である部局長にあつては、警察本部長を経由してしなければならない。

四六

第9条第1項第1号中「総務部総務課長」を「総合企画部Ⅰ推進室情報基盤課長」に改

める。

第19条見出し中「総務部長」を「総合企画部長」に改め、同条中「北海道総務部長」を「北海道総合企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

北海道訓令第10号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「本庁の課長補佐」の次に「（係を置かない課に置かれた主幹を含む。）」を加える。

第4条第1項中「政策室長」の次に「、経済部長にあつては産業政策推進室長」を、「政策室次長」の次に「、経済部次長にあつては産業政策推進室次長」を加え、同条第2項中「及び政策室長」を「、政策室長及び産業政策推進室長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 課内参事（係を置かない課に置かれた参事に限る。）は、課長が専決することができる事項（当該参事の主管に属する事務に係るものに限る。）のうち、あらかじめ課長の指定するものを専決することができる。

I T 推 1 通信に関する事務

進室情

報基盤

課

別表第2の総合企画部経済企画室統計課の事項を削り、同表の総合企画部土地水対策課の

統計課 1 統計法（昭和22年法律第18号）の施行
に関する事務

- (1) 北海道統計調査条例（昭和26年北海道条例第25号）第9条ただし書の規定に基づき、調査結果を公表しない特別の事由があることを認めること。

第4条の2の見出し中「政策室長」の次に「、産業政策推進室長」を加え、同条に次の1項を加える。

3 産業政策推進室長又は産業政策推進室次長は、その職務に係る別表第1に掲げる部長専決事項又は部次長専決事項を専決することができる。

別表第2の総務部総務課の事項中第2項を削り、第3項を第2項とし、同表の総務部人事課の事項第2項の課長専決事項の欄に次の1号を加える。

- (4) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第3条第3号の規定に基づき、子を養育するための計画の申出を受けること。

別表第2の総務部人事課の事項第3項の部長専決事項の欄第2号を削り、同欄第3号中「条例」を「北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下この項において「条例」という。）」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表の総務部職員厚生課の事項第2項の部長専決事項の欄中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 規則第4条第2号の規定に基づき、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員で公宅の貸与を受けることができる者を認定すること。

別表第2の総務部税務課の事項の課長専決事項の欄第3号中「。以下この項中「規則」という。」を削り、同欄第4号を削り、同表の総合企画部地域振興室市町村課の事項の次に次の1事項を加える。

- (1) 庁内電話を設置し、又は移転すること。
(2) 加入電話を取得し、又は移転すること。

事項の次に次の1事項を加える。

号外第10号

報 道 公 報 北 海 道

別表第2の環境生活部環境室環境保全課の事項第1項の部長専決事項の欄第2号を削り、同事項中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、同表の保健福祉部地域医療課の事項第4項を削り、同表の保健福祉部保健予防課の事項第1項の課長専決事項の欄第4号から第7号までを削り、同欄中第8号を第4号とし、同表の経済部資源エネルギー課の事項第3項の課長専決事項の欄中第7号を第9号とし、第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第29条第1項の規定に基づき、製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付又は再交付を行うこと。

(3) 第29条の2の規定に基づき、免状交付事務の全部又は一部を委託すること。

別表第2の経済部資源エネルギー課の事項第4項の課長専決事項の欄中第1号から第26号までを削り、第27号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第38条の4第1項の規定に基づき、液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えを行うこと。

別表第2の経済部資源エネルギー課の事項の課長専決事項の欄第4項中第28号を削り、同事項の次に次の1事項を加える。

産業振興課 1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の施行に関する事務

(1) 第74条第2項の規定に基づき、道中央会の組合等に関する事項についての建議を受けること。

2 商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関する事務

(1) 第48条（第55条第6項及び第82条の10第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、総会又は総代会の招集を承認すること。

(2) 第68条第2項の規定に基づき、清算人の選任を行うこと。

(3) 第97条第2項の規定に基づき、解散の登記を嘱託すること。

3 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関する事務

(1) 第5条の23第3項及び第47条第2項の規定に基づき、総会の招集を承認すること。

4 中小企業支援法（昭和38年法律第147

号)の施行に関する事務

別表第2の経済部金融課の事項を削り、同表の農政部農地調整課の事項に次の1項を加える。

- (1) 第4条第1項の規定に基づき、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること。

5 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の施行に関する事務

- (1) 第5条第1項、第4項又は第6項の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、又はこれを変更し、及びこれを公表すること。
- (2) 第7条第1項及び第5項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認し、及びこれを告示すること。
- 別表第2の農政部の事項中農政部農地調整課の事項の前に次の1事項を加える。

農政部 道産食 1 肥料取締法（昭和25年法律第127号）品安全 の施行に関する事務 室

- (1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。

別表第2の農政部土地改良指導課の事項第1項の部長専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、同表の農政部流通対策課の事項を削り、同表の水産林務部道有林管理室経営管理課の事項中「道有林管理室経営管理課」を「森林環境室道有林課」に改め、同事項第1項中「経営」を「整備管理」に改め、同表の水産林務部漁港漁村課の事項第1項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同項の課長専決事項の欄第1号中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同表の水産林務部漁業管理課の事項第1項の部長専決事項の欄第5号中「第67条第4項、第5項及び第12項」を「第67条第3項、第4項及び第11項」に改め、同項の課長専決事項の欄第3号中「第67条第9項及び第10項」を「第67条第8項及び第9項」に改め、同事項第2項の課長専決事項の欄第5号中「第45条」を「第45条第1項、第4項及び第7項」に改め、「採捕を」の次に「許可し、又は許可内容の変更を」を加え、同表の水産林務部林業振興課の事項第3項中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、同項の課長専決事項の欄第2号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改める。

別表第4の支庁の本庁総合企画部の分掌事項第7項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同表の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第11項を次のように改める。

- 11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務
- (1) 第8条第1項の規定に基づき、動物取扱業を営もうとする旨の届出を受理すること。
- (2) 第9条第1項の規定に基づき、第8条第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとする旨の届出を受理すること。
- (3) 第9条第2項の規定に基づき、第8条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときにその旨の届出を受理すること。
- (4) 第10条第2項の規定に基づき、動物取扱業者の地位を承継した旨の届出を受理すること。
- (5) 第12条第1項の規定に基づき、第11条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認められる者に対し、飼養施設の構造、その取り扱い動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

(6) 第12条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 (7) 第13条第1項の規定に基づき、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。 (8) 第15条第1項の規定に基づき、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。 (9) 第15条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 (10) 第15条第3項の規定に基づき、市町村の長に対し、同条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令に関し、必要な協力を求めること。 (11) 第19条第2項の規定に基づき、同条第1項の通報による疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を收容すること。 別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第15項を第17項とし、第12項から第14項までを2項ずつ繰り上げ、第11項の次に次の2項を加える。 12 北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）の施行に関する事務（第2号から第9号までに掲げる事務にあつては、危険動物の飼養施設の所在地が2支庁以上の所管区域にわたるものを除く。） (1) 第9条第1項の規定に基づき、動物取扱業者に対し、届出済票を交付すること。 (2) 第11条の規定に基づき、危険動物の飼養を許可すること。 (3) 第15条第2項の規定に基づき、第11条の許可の有効期間の更新を承認すること。 (4) 第16条第1項の規定に基づき、第12条第1項第5号、第6号又は第8号に掲げる事項の変更を許可すること。 (5) 第17条の規定に基づき、第12条第1項第1号から第4号まで若しくは第9号に掲げる事項又は第16条第1項ただし書に係る事項を変更した旨の届出を受理すること。 (6) 第18条第1項の規定に基づき、第11条の許可を受けた者が危険動物の飼養を開始し、休止し、又は廃止した旨の届出を受理すること。 (7) 第18条第2項の規定に基づき、第11条第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当する施設の設置者が危険動物の飼養を開始し、当該届出に係る事項を変更し、又は危険動物の飼養を休止し、若しくは廃止した旨の届出を受理すること。 (8) 第19条第1項ただし書の規定に基づき、危険動物を飼養施設の外へ出すことを承認すること（当該飼養施設の所在する支庁の所管区域内において当該飼養施設の外へ出す場合に限る。）。	(9) 第20条第1項の規定に基づき、危険動物を飼養している旨の標識を交付すること。 (10) 第24条の規定に基づき、飼養する危険動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときにその事故及びその後の措置についての届出を受理すること。 (11) 第26条の規定に基づき、特定移入動物の飼養を開始し、休止し、又は廃止した旨の届出を受理すること。 (12) 第28条第1項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する者に対し、許可若しくは承認を取り消し、変更し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は危険動物の飼養の禁止を命じ、逸走した危険動物の捕獲若しくは殺処分を命じ、飼養施設の使用の禁止を命じ、若しくは飼養施設の改造、移転若しくは除去その他違反を是正するために必要な措置を命ずること。 (13) 第28条第2項の規定に基づき、同項各号に掲げる措置をとるべきことを勧告すること。 (14) 第28条第3項の規定に基づき、動物の取扱いに起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。 (15) 第28条第4項の規定に基づき、特定移入動物の飼い主に対し、飼養施設の改善その他の動物の逸走を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。 (16) 第28条第5項の規定に基づき、同条第2項から第4項までの規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 (17) 第29条第1項の規定に基づき、飼い主又は第28条第3項に規定する者に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに関係のある場所に立ち入り、動物の取扱いの状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させること。 (18) 第22条の規定に基づき、負傷動物等を收容したときに治療その他の必要な措置を講ずること。 (19) 第33条第1項の規定に基づき、動物愛護監視員を置くこと。 13 北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）の施行に関する事務 (1) 第19条第1項の規定に基づき、職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。 (2) 第28条第1項の規定に基づき、職員に、特定希少野生動植物事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。 (3) 第36条第2項の規定に基づき、職員に、生息地等保護区管理地区の区域内において、第32条第4項各号に掲げる行為をした者又は生息地等保護区監視地区の区域内において、
---	--

て同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせること。 (4) 第46条第1項の規定に基づき、希少野生動植物保護監視員を任命すること。 (5) 第47条の規定に基づき、希少野生動植物保護監視員を任命すること。 別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同事項第9項中「(2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。)」を削り、同項中第1号から第47号までを削り、同項第48号中「交付、再交付、書換えを行い、及び」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。 (1) 第38条の4第2項第3号の規定に基づき、資格等を認定すること。 別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第9項第49号から第56号までを削り、同事項中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項から第18項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第19項第9号中「合併」を「合併又は分割」に改め、同項を同事項第18項とし、同事項中第20項から第22項までを1項ずつ繰り上げ、同表の支庁の本庁農政部の分掌事項中第1項を削り、同事項第2項第18号中「第15条」の次に「及び第15条の2」を加え、同号中「貸付し、及び管理する」を「管理し、及び貸付する」に、「第45条の2」を「第44条の3第2項」に改め、同項を同事項第1項とし、同項の次に次の1項を加える。 2 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の施行に関する事務 (1) 第6条第6項の規定に基づき、農業経営基盤強化促進基本構想の策定及び変更について同意を行うこと。 別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第16項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第17項第1号中「及び次世代農業者支援融資事業関連資金」を削り、同項第2号中「農家負担軽減支援特別資金」を「農家経営負担軽減支援資金」に改め、同項中第3号を削り、同項を同事項第16項とし、同事項第18項第4号中「(地区の変更に係るものを除く。)」を削り、同項第7号中「地区の縮小、事業の廃止、」を削り、同項第9号中「(地区の変更に係るものを除く。)」を削り、同項中第68号を第70号とし、第43号から第67号までを2号ずつ繰り下げ、第45号の前に次の1号を加える。 (44) 第90条第10項の規定に基づき、市町村の意見を聴取すること。 別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第18項中第42号を第43号とし、第16号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の前に次の1号を加える。 (46) 第56条第3項の規定に基づき、土地改良区の裁定の申請があつた場合に裁定すること。 別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第18項を第17項とし、第19項から第39項までを1項ずつ繰り上げ、第38項の次に次の1項を加える。 39 地方財政法の施行に関する事務	(1) 第27条第2項の規定に基づき、北海道が行う農業農村整備事業に係る負担金の額について市町村の意見を聴取すること。 別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第1項第6号中「第67条第4項、第5項、第9項、第10項及び第12項」を「第67条第3項、第4項、第8項、第9項及び第11項」に改め、同事項第2項第1号中「第5条」の次に「及び第19条」を加え、同号セ中「たこ漁業」の次に「(総トン数20トン以上の動力漁船を使用するものを除く。)」を加え、同号チ中「つばかご漁業」の次に「(総トン数20トン以上の動力漁船を使用するものを除く。)」を加え、同号ツ中「たこ、かに、えび及びつば」を「かに及びえび」に改め、同項中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第5号中「及びえび」を「えび及びししゃも」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。 (3) 第12条の規定に基づき、第1号アから二までに掲げる漁業の許可に制限又は条件を付けること。 (4) 第14条第1項の規定に基づき、第1号アから二までに掲げる漁業の許可の内容について変更を許可すること。 別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第3項第5号中「採捕の区域が2以上の支庁の所管区域にわたるもの並びに許可申請者が道外に住所を有するもの」を「許可申請者が道外に住所を有するもの、採捕の区域が第24条第2項に規定する保護水面内であるもの、同条第3項に規定する資源保護水面内であるもの並びに2以上の支庁の所管区域にわたるもの」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第6号とし、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の2号を加える。 (3) 第10条の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に制限又は条件を付けること。 (4) 第12条第1項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可の内容について、変更を許可すること。 別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第4項第1号中「第3条の2」を「第4条」に改め、同項第2号中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同項第3号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第4号中「第7条」を「第8条」に改め、同項第6号中「第28条」を「第50条」に改め、同事項第9項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同事項中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項から第21項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第22項中「林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」を「林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加え、同項を同事項第21項とする。
--	---

(3) 第10条の規定に基づき、森林所有権の移転等のあつせんを行うこと。
別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項中第23項を第22項とし、第24項から第33項までを1項ずつ繰り上げ、同表の東京事務所の事項を削り、同表の保健所の事項第2項中第20号及び第21号を削り、第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同号の前に次の2号を加える。

(18) 政令第4条の2第1項の規定に基づき、費用の負担の決定を行い、申請者に対し、患者票を交付し、又は費用の負担をしない旨の通知をすること。

(19) 政令第4条の2第3項の規定による医療を受ける病院若しくは診療所若しくは薬局又は指定訪問看護事業者若しくは介護訪問看護事業者の変更の届出を受けること。
別表第4の保健所の事項の次に次の1事項を加える。

精神保健福祉センター

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務

(1) 第38条の3第1項の規定に基づき、精神医療審査会に審査を求めること。

(2) 第38条の5第1項の規定に基づき、精神医療審査会に審査を求めること。

(3) 第38条の5第6項の規定に基づき、退院等の請求をした者に対し、精神医療審査会の審査結果及びこれに基づき採った措置を通知すること。

別表第4の土木現業所の事項の第1項に次の1号を加える。

(8) 法定外公共物に係る国有財産譲与のため、国土交通省所管国有財産の用途廃止（当該事務に係る国有財産の所管換及び引継を含む。）を行うこと。

別表第4の道有林管理センターの事項中「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改める。

別表第6の部長の決裁事項の項中「、総務部道庁周辺地区整備室にあつては道庁周辺整備室管理課長」及び「、総合企画部経済企画室にあつては経済企画室長の指定する参事」を削り、「水産林務部道有林管理室にあつては経営管理課長」を「水産林務部森林環境室にあつては森林活用課長」に改める。

別表第6の知事室長及び政策室長の決裁事項の項を次のように改める。

知事室長、政策室 知事室にあつては秘書課長、政策室にあつては政策室次長
進室長の決裁事項

（2人以上置かれて
いる場合は、室長が
定める順序によ
る。）、産業政策推
進室にあつては産業
政策推進室次長

別表第6の政策室次長の決裁事項の項中「指定する参事とするものとし、構造改革推進課にあつては構造改革推進課長とする」を「定める順序による」に改め、同事項の次に次の1項を加える。

産業政策推進室次
長の決裁事項

産業政策推進室参事
（2人以上置かれて
いる場合は、産業政
策推進室次長が定め
る順序による。）

別表第6の自治政策研修センター所長の決裁事項の項中「研修室長の指定する参事」を「研修課長」に改め、同表のアイヌ民族文化研究センター所長の決裁事項の項の次に次の1項を加える。

女性相談援助セン
ター所長の決裁事
項

相談課長

別表第6の衛生研究所長の決裁事項の項中「副所長」の次に「（感染症センターの主管する事務については、感染症センター長とする。）」を加え、「総務部長」を「企画総務部長（感染症センターにあつては、感染症センター長の指定する部長とする。）」に改め、同表の児童相談所の決裁事項の項中「庶務課長」を「地域支援課長」に改め、同表の女性相談援助センター所長の決裁事項の項及び企業誘致東京事務所長の決裁事項の項を削り、同表の工業試験場長の決裁事項の項中「工業技術指導センター」を「技術支援センター」に改め、同表の競馬事務所長の決裁事項の項を次のように改める。

競馬事務所の決裁
事項

次長（2人以上置か
れている場合は、所
長の定める順序によ
る。）

別表第6の道有林管理センター署長の決裁事項の項を次のように改める。

森づくりセンター
所長の決裁事項

次長（次長が置かれ
ていない森づくりセ
ンターであつて、課
長が置かれているも
のについては管理課
長、課長が置かれて
いないものについて
は普及推進係長（相
当職を含む。））

管理課長（次長が置
かれていない森づく
りセンターであつて、
課長が置かれている
ものについては所長
が指定する課長、課
長が置かれていない
ものについては所長
が指定する係長（相

当職を含む。）」

別表第6の寒地住宅都市研究所長の決裁事項の項中「寒地住宅都市研究所長」を「北方建築総合研究所長」に改め、「総務部長」を「所長が指定する部長」に改め、同表の医科大学長の決裁事項の項中「事務局の事務について事務局次長」を「事務局の事務（医学部附属病院の事務を除く。）について事務局次長、医学部附属病院の事務について事務局病院事務長」に改める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

北海道訓令第11号

本 出 先 機 関

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令

北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第28条の5第1項の規定により採用された職員を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条に次の1項を加える。

2 被服の貸付を受けた者が退職し、引き続き法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された場合における前項の適用については、当該退職及び採用を職務替え等とみなす。

「道有林管理センターに勤務する者（林業改良指導員を除く。）に限る。」を「森づくりセンターに勤務する者（林業改良指導員を除く。）に限る。」に改め、

「プロック建築科及び」及び「ＯＡ事務科、」を削り、「販売管理科」を「販売システム科」に、「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 法第28条の5第1項の規定により採用された職員に対するこの表の適用については、別に総務部長の定めるところによるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員被服貸付規程の規定に基づ

いて貸付されている被服は、この訓令による改正後の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されたものとみなす。

北海道訓令第12号

本 出 先 機 関

北海道職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道職員研修規程の一部を改正する訓令

北海道職員研修規程（昭和43年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条を削る。

第15条第1項中「第13条の修了証書を交付し、又は前項の賞状等を授与した」を「研修生が当該研修を修了した」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

北海道訓令第13号

本 出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

「総合防災対策室原子力安全対策課」を「総合防災対策室原子力道庁周辺地区整備室管理課」に改め、

「地域振興室市町村課」を「地域振興企画室（統計課を除く。）」に、

平成14年4月1日 北海道知事 堀 達 也 北海道石炭対策本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道石炭対策本部設置規程（昭和49年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。 第7条中「経済部石炭対策室」を「経済部資源エネルギー課石炭対策室」に改める。 附 則 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。	第6章 事業実行結果の整理及び報告（第15条・第16条） 第7章 補則（第17条－第19条） 附則 第1章 総則 （趣旨） 第1条 北海道有林野の整備及び管理については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。 （定義） 第2条 この訓令において「道有林野」とは、道が所有する森林のうち、市町村の振興への寄与を目的とした公有林及び森林経営の模範を示す模範林として国から譲与された経緯を有するものをいう。 （整備及び管理の基本） 第3条 道有林野の整備及び管理の基本は、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を通じて、地域の振興と道民の生活の向上に資するものとする。 （整備及び管理の内容） 第4条 道有林野の整備及び管理は、前条の基本を達成するために、次に掲げる事項を推進するものとする。 （1） 森林の適正な管理 （2） 森林の計画的な整備 （3） その他森林の公益的機能の持続的発揮に必要な事項 第2章 基本計画 （基本計画の策定） 第5条 知事は、道有林野の整備及び管理に関する事業（以下「事業」という。）の基本計画（以下「基本計画」という。）を、5年ごとに、基本計画を策定する年度の翌年度の4月1日以降10年を1期として策定するものとする。 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1） 基本方針及び大綱 （2） 計画の内容 イ 森林の管理に関する事項 ロ 森林の整備に関する事項 ハ 経費に関する事項 ニ その他必要な事項 （3） 整備管理計画の策定の基準 3 知事は、基本計画を策定しようとするときは、広く道民の意見を聴くものとする。 4 知事は、基本計画を策定しようとするときは、前項の意見の要旨を付して、北海道森林
北海道訓令第16号 本 庁 出 先 機 関 北海道石狩湾地域開発本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成14年4月1日 北海道知事 堀 達 也 北海道石狩湾地域開発本部規程の一部を改正する訓令 北海道石狩湾地域開発本部規程（昭和46年北海道訓令第8号）の一部を次のように改正する。 第7条中「経済部企業立地推進室」を「経済部産業立地課」に改める。 附 則 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。	
北海道訓令第17号 水 産 林 務 部 森 づくり センター 北海道有林野の整備及び管理に関する規程を次のように定める。 平成14年4月1日 北海道知事 堀 達 也 北海道有林野の整備及び管理に関する規程 北海道有林野事業経営規程（昭和51年北海道訓令第8号）の全部を改正する。 目次 第1章 総則（第1条－第4条） 第2章 基本計画（第5条・第6条） 第3章 整備管理計画（第7条－第9条） 第4章 年次計画（第10条・第11条） 第5章 照査（第12条－第14条）	

審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は基本計画の変更について準用する。

(通知)

第6条 水産林務部長は、基本計画が決定されたときは、遅滞なく、森づくりセンター所長にその基本計画を通知するものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 整備管理計画

(管理区)

第7条 森づくりセンター所長は、森づくりセンターの所轄区域ごとに管理区を設けるものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ、水産林務部長の承認を受けて、一の森づくりセンターの所轄区域につき2以上の管理区を設けることができる。

(整備管理計画の策定)

第8条 森づくりセンター所長は、基本計画に基づき、管理区につき、5年ごとに、その計画を策定する年度の翌年度の4月1日以降10年を1期とする整備管理計画（以下「整備管理計画」という。）を策定するものとする。

2 整備管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画の策定方針

(2) 計画の基本的事項

イ 施業仕組

ロ 施業方法

ハ 森林資源の長期見通し

(3) 計画の内容

イ 造林に関する事項

ロ 路網に関する事項

ハ その他の事業の実施に関する事項

ニ その他必要な事項

(整備管理計画の承認等)

第9条 森づくりセンター所長は、整備管理計画を策定したときは、水産林務部長の承認を受けるものとする。

2 森づくりセンター所長は、整備管理計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 前2項の規定は、整備管理計画の変更について準用する。

第4章 年次計画

(年次計画の策定)

第10条 森づくりセンター所長は、整備管理計画に基づき、翌年度以降に予定する年次別の事業について、毎年度、水産林務部長が定める期日までに年次計画を策定するものとする。
(年次計画の承認)

第11条 森づくりセンター所長は、年次計画を策定したときは、水産林務部長の承認を受けらるものとする。

第5章 照査

(整備管理照査)

第12条 水産林務部長は、道有林野の整備及び管理の成果について、5年ごとに、整備管理照査を行うものとする。

(管理区照査)

第13条 森づくりセンター所長は、管理区に係る整備及び管理の成果について、5年ごとに、管理区照査を行うものとする。

(照査報告)

第14条 森づくりセンター所長は、水産林務部長の定めるところにより、前条の規定による管理区照査の結果を、報告するものとする。

第6章 事業実行結果の整理及び報告

(事業実行結果の整理)

第15条 森づくりセンター所長は、水産林務部長の定めるところにより、事業実行の結果を、整理するものとする。

(事業実行報告)

第16条 森づくりセンター所長は、水産林務部長の定めるところにより、事業実行の結果について、報告するものとする。

2 水産林務部長は、事業実行の結果を公表するものとする。

第7章 補則

(数量の単位)

第17条 事業に関する数量の単位の表示は、水産林務部長が定める。

(事業統計)

第18条 水産林務部長は、道有林野の現況及び当該年度における事業実行の結果を示す事業統計を作成するものとする。

(水産林務部長への委任)

第19条 この訓令に定めるもののほか、道有林野の整備及び管理に関し必要な事項は、水産林務部長が定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

北海道訓令第18号

本庁
出先機関

林業改良指導員資格試験委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達也

林業改良指導員資格試験委員会規程の一部を改正する訓令

林業改良指導員資格試験委員会規程（平成10年北海道訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「林業振興課長」を「森林環境室森林活用課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

北海道訓令第19号

水産林務部
支庁
森づくりセンター

森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達也

森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令

森林パトロール事業実施規程（昭和19年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改める。

第4条、第5条第2項及び第6条中「道有林管理センター署長」を「森づくりセンター所長」に改める。

別記第5号様式中
「支庁長」を「支庁長」に改める。
道有林管理センター署長
「森づくりセンター所長」

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

北海道訓令第1号

北海道
訓令第1号
北海道教育委員会

庁一般部局

北海道雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達也
北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興

北海道雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

北海道雇用対策推進本部設置規程（昭和62年北海道・北海道教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び北海道教育庁企画総務部長」を「政策室長及び産業政策推進室長並びに北海道教育庁企画総務部長」に改める。

第6条第2項中「及び教育庁企画総務部教育政策室教育政策課長」を「政策室参事及び産業政策推進室参事並びに教育庁企画総務部教育政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

北海道訓令第1号
北海道企業局

北海道
訓令第1号
北海道教育委員会
北海道企業局

庁一般部局

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達也
北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興
北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令

北海道苫小牧東部開発本部規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「政策室長」の次に「産業政策推進室長」を加える。
第7条中「経済部企業立地推進室」を「経済部産業立地課」に改める。

附 則 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。		北 海 道 道 議 会 北 海 道 企 業 局	
北 海 道 北海道教育委員会 訓令第2号 北海道警察本部		庁 中 一 般 局 北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 平成14年4月1日 北海道職員安全衛生管理規程（平成9年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第30条中「5年間」の次に「（特別健康診断（放射線業務に常時従事する職員に係るものに限る。）にあつては30年間）」を加える。 第34条中「保健婦」を「保健師」に改める。 附 則 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。	
北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令 平成14年4月1日 北 海 道 知 事 堀 達 也 北海道教育委員会委員長 津 島 達 宏 北海道警察本部長 上 原 美都男 北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道生涯学習推進本部設置規程（平成2年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第7条中「北海道教育庁生涯学習部生涯学習振興課」を「北海道教育庁生涯学習部生涯学習課」に改める。 附 則 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。		北 海 道 道 議 会 北海道教育委員会 訓令第2号 北海道警察本部	
北 海 道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 訓令第1号 北海道監査委員 北海道警察本部		北 海 道 道 議 会 北海道教育委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員 訓令第1号 北海道警察本部	

北海道地方労働委員会
北海道議会
北海道企業局

庁 中 一 般 局
部

北海道構造改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

北海道知事堀達也
北海道教育委員会委員長津島宏興
北海道人事委員会委員長杉本堅治
北海道代表監査委員職務代理者前田榮一
北海道警察本部部長上原美都男
北海道地方労働委員会会長藤本昭夫
北海道議会議長酒井芳秀
北海道営企業管理者西川昌利

北海道構造改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令

北海道構造改革推進本部設置規程（平成11年北海道・北海道教育委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道警察本部・北海道地方労働委員会・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「政策室長」の次に「産業政策推進室長」を加える。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

知 事

北海道告示第 551 号

昭和41年北海道告示第2337号（支庁長の統轄に属さない出先機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道知事堀達也

「北海道競馬事務所
北海道立寒地住宅都市研究所」を「北海道競馬事務所」に改める。

北海道告示第 552 号

昭和47年北海道告示第1162号（北海道職員の特種勤務手当に関する条例に基づく医学研究

調査手当の額）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道知事堀達也

「北海道保健所及び北海道立病院（北海道立札幌北野病院を除く。）」を「北海道保健所及び北海道立病院」に、
「学部長」を
第1項の表中

「学部長」に、
「北海道立精神保健福祉センター」を
「北海道立精神保健福祉センター」に改める。

北海道告示第 553 号

昭和63年北海道告示第938号（北海道職員の特種勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道知事堀達也

「北海道立ウトロ診療所
北海道立原口診療所」
「北海道立ウトロ診療所
北海道立名駒診療所
北海道立本岐診療所
北海道立白滝診療所
北海道立湯の岱診療所
北海道立麻野診療所
北海道立千栄診療所
北海道立糠平診療所」
を
「北海道立名駒診療所
北海道立本岐診療所
北海道立白滝診療所
北海道立湯の岱診療所
北海道立麻野診療所
北海道立糠平診療所」
に改める。

北海道告示第554号

昭和62年北海道告示第1446号（北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

1 出納取扱金融機関の表株式会社北洋銀行の項中

「北 野 支 店 収納及び道立札幌 」（北野病院の支払）を削る。

北海道告示第555号

昭和50年北海道告示第1935号（開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

1 閲覧所の場所の事項中 「江別市開発 」（江別市高砂町6 江別市建設部 登録簿閲覧所 6 番地 治水開発課内）を

「江別市開発登 江別市高砂町6 江別市建設部治水 録簿閲覧所 番地 開発課内

登録簿閲覧所 登別市中央町6 登録簿閲覧所 登録簿閲覧所 登録簿閲覧所

北広島市開発 北広島市中央4 北広島市企画部都 市計画課内

登録簿閲覧所 丁目2番地1 白老町都市整備課 内

富良野市開発 富良野市弥生町 富良野市建設水道 部に改め、同事項（注）（2）中「上

登録簿閲覧所 千歳市東雲町2 千歳市企画部まち づくり推進課内

上磯町開発所 上磯町中央1丁 上磯町建設部都市 住宅課内

七飯町開発所 七飯町字本町 七飯町都市住宅課 内

大野町開発所 大野町本町175 大野町企画商工課 内

記各市」を「上記各市町」に改め、同事項（注）（3）の事項中「各市」を「各市町」に、「当該市長」を「当該市町長」に、「当該市」を「当該市町」に改める。

2 閲覧規則の事項第1条中「各市」を「各市町」に改め、同事項第2条中「市長」を「市町長」に改める。